監獄協會雜誌

第參拾貳卷
第參號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊毎月一回二十日發行
（大正八年三月二十日發行）

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第貳拾壹卷第貳號（大正八年二月二十日發行）毎月一回二十日發行）

目次

論說　監獄官吏と宗教家の子弟……典獄　白井勇松……（一）

講演　民族の衰亡（承前）……東京帝國大學醫科大學教授　醫學博士　永井潛……（八）

統計　大正八年一月中入出監竝月末在監人員表外三表……（二七）

譚叢　時事だより……（三四）

寄書　囚徒に對する幼時の印象……小田原黑田源太郎……（三六）
　　行狀査定上の注意要件……秋田渡邊圓流……（四四）

雜纂　予は看守諸君と語る……典獄　有馬四郎助……（四九）
　　陽春閑話……霜翰……（五一）
　　藥籠……福岡苅屋老龜……（五三）

彙報　被告人の逃走逮捕其他——叙任——會報——公文……（五七）

監獄協會雜誌第參拾貳卷第參號

論說

監獄官吏と宗教家の子弟

典獄　白井勇松

現時我邦各種の方面に於て人の缺乏の聲や大なり有能の人材が各種の方面に於て乏しきの聲は從來よりの歎聲にして敢て珍しからざれども現時に於ける人徴きの聲は必しも有能の才が乏しと云ふにあらず全く人の供給不足を意味するものなり官界に在りても民間に在りても其聲や等し而して其多くは下級界に於けるものにして例へば官界に在りては巡査看守雇員等の如きは最も甚しくして各地とも多くは常に其必要の數を滿たす能はず學校の如きに在りては小學校教員は從來とても不足勝なりしに近時一層缺乏の聲高く加之師範學校に於ける入學者の如きも近時其希望者大に減少し來れりと云ふ國民教育を掌る者の方面に於て斯の如きは實に由々しきことにして寔に寒心の至りに堪へざるなり更に眼

を轉ずれば東京市の電車に於ける從業者車掌運轉手等の不足缺乏の聲の如きは普く世人の耳に熟する所にして又農村に在りては農の實體的勞作に從事する者足らざるの狀況なることは一般に知らるゝ所なり前古未曾有の世界大戰たる歐洲戰爭は我邦に於ては一面大に經濟上の利益は勿論科學的及精神的方面に於て大なる知識と經驗とを得たる事なるも一面に於ては奢侈の風潮激成し思想上に不健全なる缺陷を作ノしこと爭ふべからず左なきだに世運の進歩は貧富の懸隔甚しきを來たしつゝあるに今次の大戰に依り一方には所謂幾多の成金輩出し而して其成金中には健全なる社會道德を破壞して顧みざるが如き行爲に出づるありて惡風潮を作りしこと尠からず而して又戰爭の影響として蒙れる物價の暴騰に因り中產階級以下の者は甚しき疲憊の狀態を見るに至れること今更絮說を俟たざる所なり世の進運に伴ひ物質文明が益進歩するにも拘らず精神界の事業之に伴はず世の進歩に從て缺陷益多からんとするは常に識者の憂ふる所なるが今日各種の方面に於て人の缺乏の聲を聞くは卽ち此缺陷より來れるの力大なるを思はずんばあるべからず今や之れが補充若くは救濟に付ては夫々當局者に於て大に力を盡くしつゝある所にして吾人の直接關係たる監獄方面に於ても當局上司大に意を用ひ深く力を盡くされつゝある所にして大に喜ぶ所なるが吾人は監獄官吏として名利の外に超然たる人物の續々來り投せんことを欲するも斯の如きは現今の世に於ては甚だ難きを求むるものなるを信ず此に於ては吾人は希望の一として宗教家の子弟が進んで監獄官吏たらんことを希望するは敎誨師の如きに限局したる部分に職を

求めよと云ふにあらず敎誨師は勿論總ての監獄官吏たること卽ち其分に應じて上級官吏たり下級官吏たるべく勸むるものなり堅忍不拔の精神を以て監獄に於ける行刑の中堅として大多數を占むる看守の如き職務に對しても進んで宗教家の子弟が所謂衆生濟度の根本的精神に於ける一大決心を以て之に當らんことを慫慂するものなり卽ち此衆生濟度的大精神に立脚して監獄官吏に必要なる高等の學識專門の知識を獲得する爲め直學府に入りて學び若くは其他の學校に入て專門的知識を得上は典獄より下は看守に至るまで夫々分に應じて職を奉ずるに至らんことを慫慂するものなり斯く言はゝ或は云はん典獄たれ看守長たれ敎誨師たれは何等差支なきも看守たれは餘りに宗教家の子弟を輕んじたるものなりと吾人は決して之を輕んずるにあらず見よ今日宗教家の子弟にして町村役場吏員若くは小學校敎員たるが如きもの實際に於て尠からざるにあらずや斯の如き地位職務に在る者は少しく決心を强むれは看守若くは其他の監獄吏員たり得られざるにあらざるべきを信ず從來宗教家としては監獄敎誨に將た又監獄事業の繼續とも見るべき免囚保護事業には大に力を致されつゝある所にして吾人の感謝措く能はざる所なるも今日人心が益名利に走り物質的待遇に馳せんとするの時に方りて先以て宗教家の子弟が大なる社會的自覺の上より消極的事業として世人の歡迎せざる將た又因習の久しき監獄官吏を輕んずるの風より世人の進んで從事せざるが如き狀態に在る監獄官吏に身を委ね大に獻身的の努力を爲さんことを希望せざるを得ず卽ち監獄官吏の如きは名利の外に超然たる一種の信念を有し卽ち一の信仰生活を爲さんとするに依て其効果の偉大を成すものなれば既に生れし其家門の上より又父祖の幼訓より

自ら性を爲し一般世人に比し衆生濟度的精神の鍛錬ある筈なるを世人より信せられつゝあるに對する責任の自覺よりして宗教家の子弟は進んで身を此に委ね一には以て自己の天分を世人に明示し自己の精神的努力の實を完ふし一には社會道德の頽廢に對する匡救の一たらしむべきなり。

監獄事務たるや多岐にして多端、複雜にして微細を極め常に法令の活用を目睫の間に爲さゞるべからざるもの多きが故に之れが任に當る者は明敏なる頭腦と正確周到なる注意力を以て機に臨み變に應じて誤ることなく法理に基き個性に適應し刑制に準據して過無きを期せざるべからず、卽ち監獄事務の效果を擧ぐるは一に監獄官吏の能力如何に因るものにして以て國家の期待に對し刑政の觀念に應することを得べし、機に臨みて宜しきを得、變に處して過なきを得るは常に周到なる注意緻密なる畫策とを要す只漫然事に任じ毫も獄制の基礎を解せず行刑の觀念を有せずして徒に舊習を墨守し時代精神に適合せざるの形式を以て刑の執行を爲すに至らんか之れ全く法規の精神を失ひ其基礎を危くするものにして甚だ憂ふべきことなりとす、監獄官吏たると下級官吏たるとに論なく克く其職分の要求に基く知識と實力とを有し之れが應用を誤らざるの才能常識を具へざるべからざるや論なき所なり。

物質文明の進步、世態人情の推移は時代精神に支配せられ思はざるの結果を生ずるは各種の方面に見る所なり思潮は社會各種の方面に瀰漫し相錯綜して種々なる關係を生じ面して單純より複雜に入り更らに又新なる思想を生じ益々統一的觀念を失ひ人生の意義、人生の歸趣を滅却して遂に刑辟に觸

圄圄の內に呻吟するに至るあり斯の如きは社會の思潮に驅られ又は經濟的壓迫を蒙り生活に追はれて遂に茲に至れるものなりと雖も深く根本に溯れば一面に於ては社會制度の缺陷社會思潮の產物たるを失はず卽ち社會の進步に伴ひ貧富の懸隔益々甚しく劣者は棄てゝ顧みられず弱者は虐げられ頽齡養はるゝの途なく餓て食を求むるを得ず病むも之を救ふ者なく虐使に堪へず逐はれて宿る軒端をも得ず野邊の草露に不遇を嘲ち父の急を救はんとし又母の病を養はんとし心にもなき罪を犯して罰せらるゝが如き憐むべき境遇の犯罪者尠からず境遇は左までの惡人ならざる人を驅りて惡むべき罪科の深淵に沈淪せしむること日常見聞の事實に於て尠からざる所なり故に舊時代に於ける犯罪の態樣と現代に於ける犯罪の態樣とを比較せば著しく罪素に差異あるを認むるのみならず犯人其者の精神狀態に於ける差異の甚しきものあるを知るを得べし。

獄政の運用は舊時代と全く其趣を異にし彼等罪囚をして人格的悔悟自發的反省の效果を確保するを期し嚴正なる紀律に依りて惰性を矯正し必然的作業を課して、人生の要道たる業務勤勞の意義を透徹せしむるが如き或は自立的素質に缺けたる者若くは精神的缺陷者に至るまで夫々法規を個性の上に活用し之に適應する處遇を爲して其效果を收むべく一概に犯罪者を惡視し徒に威壓を加へ懲戒を加ふるが如きことあるべからず宜しく犯罪の原因を究明し個性に應して適切なる處遇を爲し以て矯治化成の實を擧げ社會の良民たらしむべく之を善導せざるべからず孟子は主觀的に人の性を見、荀子は客觀的に人の性を見以て其所說を異にするものなるべけれども元來人の性が善なることは疑ふべくもあらず

即ち性は善なり惡人も性來の惡人にあらず敎へて導かば善性に復すべきものなるを思はざるべからず今や監獄制度大に備はり舊時の面目一新し監獄官吏を待つに昔日の觀念なく相當敎育を受けたる人士が進んで精神的に價値ある斯業に就くの傾向を見つゝあるは吾人の大に意を强ふする所なりと雖も尙ほ未だ刑政の期待に應ずるに遺憾なき能はざるを如何せん殊に前に述ぶるが如き現時各種の方面に於て人の缺乏を歎ずるの際に方りて吾人は多くの宗敎家子弟に對し進んで監獄官吏たらんことを慫慂するものなり例へば佛敎家の子弟に在りては苟くも佛門に生れ日夕長上が敬虔なる信仰生活を爲すの間に長じ而して相當の敎育を受け三世の師と仰がるべき素因を有するものなれば時代に顧みて徒らに現社會の煩を厭ふて獨愼的に學を修め道を守りて隱遁幽棲することなく大に世表に活躍して廢れ行く道念を挽回し社會の惡風潮と鬪ひ佛陀の本願を實際に行ふに熾烈なる信念と濬淵たる英氣とに依り國家萬年の安泰を計らざるべからざるなり苟且にも安きに慣れて父師の膝下に固執し無爲徒食若くは殆んど無爲徒食に等しき日月を送るあらんか之衆生濟度の大精神に背き佛陀の聖訓を無視したるの責を免れざるべし衆生濟度の重大なる責任は既に已に生れながら身に備はれるものにして監獄事業たるや濟度中の最たるものなるを思ひ勇往邁進斯業に盡くすの奮發なかるべからず等しく社會事業たるも敎貧、養老、育兒、救療、感化等の救濟事業は比較的世人の頭腦に往來し之れか施設經營若くは實質的指導に於ては夫々成るの途あり監獄事業の如きとは自ら趣を異にするを以て同日に目すべからざるものあり犯罪者として惡德浸潤の度深き者は如何にして之を匡救すべきかは學問上より將た實際上よりも甚だ容易ならざる問題なり監獄は只犯罪者を社會と隔絕して時代と逆行せしむるものにあらず惡を矯め善に遷り時代に順應せしむべき良民を作るものなり嚴正なる紀律も只其惡性を矯正し以て良習慣に馴致せしむるに外ならず間斷なき作業も只其惰性を矯正し以て勤勉なる性情を練成し業に就きて社會に自立せしむるに外ならず宗敎家の子弟殊に佛敎家の子弟たる者徒らに保守的退嬰に流るべき秋にあらざるを思ひ進んで監獄事業の爲めに大なる抱負と大なる責任觀念を以て之に身を投じ佛家の口に親炙せる大慈大悲の實現に努めんことを望むや切なり刑罰執行は精神科學の進歩に伴ふて個別處遇累進處遇と云ふが如き科學的基礎の上に之れか處遇を爲すを要し藹々たる感化的溫情と峻嚴なる戒護力と相俟て有終の美を濟すべきものにして刑事政策の目的を達成せんが爲めには刑罰執行方面に於ては單り刑罰の執行を以て滿足すべきにあらず此等執行を了したる免囚保護に對し深甚の意を用ひ以つて再犯の防遏に力を盡くして大精神の徹底を期せざるべからず宗敎家か夙に監獄敎誨の爲めに大に力を盡くしつゝあることは世人も之れを認め居り又宗敎家が免囚保護上に相當盡力を爲しつゝあることも世人の認むる所にして吾人は國家社會の爲めに大に喜ぶ所なり而して吾人は宗敎家の子弟が徹底的自覺を以て更らに〳〵大に監獄の爲めに盡すべき決心を爲し法衣を脫して戎衣を纏ひ罪囚の直接接導は勿論監獄事務の各般に亘りて献身的努力を拂ひ退ひては各自の坊家に歸るの日其得たる經驗と領解したる觀念とに依り免囚保護の實際に當るあらば國家は實に兩利を得るものと言ふべく又以て佛陀の本願に協へるものと云ふを得べきなりと信ず吾人は今日人の缺乏を感ずるの時に於て殊に宗敎家の子弟が進んで監獄官吏たるべきを慫慂して止まざるものなり。

民族の衰亡（承前）

東京帝國大學醫科大學教授　醫學博士　永井潛君

其他尙ほ子供を生むことの能力の衰へて來る原因に付きましてはアルコホールであります、是等のことに付ては色々重要なる統計の事實がありますが、是は御話を略して置きます。

尙ほ又茲に考へなければならぬ重要なる問題は授乳の問題であります。授乳をするといふことが、文明が進めば進む程段々少くなる、日本の如きは、是までは子供に乳を飲ますといふことがよく行き亘つて居りましたけれども、段々新しい女等といふものが出來て、それを嫌ふといふ傾向が殖えて來たやうであります。此授乳をするといふことは、健全なる子供を造る上に於て重要なる任務を持つて居るのであります、といふのは授乳をせぬと子供が早く生まれる、唯數の上から申しますれば子供がドン〳〵生れゝば其量を殖すやうでありますが、強健な子供を生むといふ上から申しまするど餘り頻繁に出產することは不利益であります。尠くとも二年或は三年位の間を置いて生まなければ充分身體

の健康なる子供を生むことが少いのであります。さういふ立場から授乳するといふことは、非常に都合が好いのであります。言ふまでもなく、乳を與へて居ります間は、次の懷姙との間隔が長いのであります。乳をやつて居りませぬと早く次の兒が出來るのであります、早く次が出來るといふことは、立派な體格の民族を造るといふ上から言ふと憂ふべきことであります、斯く乳をやるといふことは其の子供を健康にし其發育を良くする上に非常な利益があるのみならず、尙ほ其の上に唯今御話したやうに出產と出產との間隔を適當に保つて、健康なる體質を持つて居る子供を造る上に大切なる意味を持つて居るのであります。

それから茲に尙ほもう一つ申して置かなければならぬ事柄がある、避姙が行はれることに依つて生產率が減るといふことは申すまでもないことでありますが、出產率を減らすといふことの外に、尙ほもう一層民族の衞生、卽ち其の身心を強壯に保つ上に非常な不利益になるのであります。なぜかといふと、英吉利の有名な人種衞生學の研究家のペヤソンといふ人が統計的研究の上から結論した所に據りますと、所謂惣領の甚六でありまして、どうも始めての子供或は第二番目に生れた子供は、第三番目、或は夫れ以後の子供に比べて、身神共に劣つて居るといふ統計を擧げて居るのであります。此ペヤソンの報告に付ては、大分異論もあるのでありますが、併ながら先づ昔からの謎の如く餘程其點は我々は顧慮しなければならぬ一つの點であります、所で今御話したやうに避姙をしたり、或は日本などでも或地方に於ては隨分盛に行はれて居つたやうに、生れた子供を殺す樣な、場合に於て、初め

の子供は誰でも殺さないで、後から生れるのを「間引」くのでありますから、悪い方を殘して置いて、却て心身共に強健なるべき者が避姙法に依つて生れないか、或は生れても殺されるといふことになりますから、是れ亦民族の心身を強健に保つて行く上に於て非常な損害を來たすことになるのであります。

以上述べた所は主として民族の數の發展の上に於て、或は多少其の性質を悪しからしむる上に於て、不利益を持來たします所の主なる關係であります。

それから更に進んで、文明が進めば何故に心身共に薄弱になつて來て、所謂咲く花が再び地に落ちるといふやうな哀れなる結果を見なければならぬかといふ第二の原因に就て考へて見ると、文明が進むことに依つて、所謂セレクション即ち淘汰作用といふことが行はれることが強くなる此淘汰といふことは生物學者の言ふ所に依ると、生物の進化を促す所の大切なる事項である、文明が進めば進む程淘汰といふことは強くなるのでありますが、併ながら其淘汰といふことが、屢々反對の意味に於て行はれる、即ちセレクションに對する「コントラセレクション」即ち逆淘汰になる、「コントラセレクション」といふことは、物を淘汰して分けることは分けるけれども、生物界に於て自然の淘汰作用といふものが悪い方を絶滅して、良い方を殘すに反して悪いものを殘して良い者を省くことを云ふのである。

元來人間が文明といふものを作つて、色々と自然的社會的關係を人間の手に依つて支配せんと企てる樣になるも、即ち或意味に於て、人間なるものは自然に對する反抗兒であります、人間といふものは實に非常な我儘なものであります。自然が左せよといへば人間は右せんと欲するのであります。それが一面から言へば人間の偉い所でありまして、自然界を征服し、自然力を利用するといふことも此の精神あつて始めて出來るのでありますが、一面から言へば人間は此の我儘によつて自ら愚かなることをして覺らずに居ることが幾らもある樣であります、茲に言はんとする「逆淘汰」なる者も亦其の一例である。即ち上述の如く自然界に於ける淘汰作用は、良いものが殘つて悪いものが滅するといふ譯であるのに人間社會に於ては、却つて良い者が絶やされて悪い者が保護されるといふことが、屢々現はれて來るのであります。而して此の逆淘汰なる者が文明が進めば進む程烈しく行はれて其の結果、其民族をして生物學的に數をして少くならしめ、質をして悪からしむる重大なる原因となるのであります。此の逆淘汰の中、最も重大なる意味を持つて居る者は近代の戰爭であります。昔より今に至る迄戰爭を以て尤も合理的の淘汰作用と見做し、之を尊重する人もある。ヘラクリットは『戰爭は凡ての母』であると唱へ、カントの如き平和論者でさへ、『人間は平和を欲する。併し自然はより慧きことを知つて居る。彼は戰鬪を欲する』と云つて、戰鬪に贊詞を捧げて居る、成る程戰爭が昔の有樣に於て行はれるのでありますと、或る意味に於て合理的淘汰に協つたかも知れぬが、併し今日文明各國に於て行はれる所の戰爭、即ち人と人との戰爭と云ふよりも寧ろ智惠と智惠との戰爭、械機と械機との戰爭といふことになりますと、其人間の上に及ぼす淘汰作用たるや淘汰と云ふよりも寧ろ屢々大なる逆

淘汰になつて來る。乃ち却て惡い奴が生き存へて、良い奴が死に絕ふるといふやうな結果に陷るのであります。

今ま、戰爭の爲めにどれ丈け多大の生命が犧牲にされるか、それ等のことを一々申上げる暇もないが、一二の統計を申して見ますと、ナポレオンは『居常自分は年々十萬人の歲人を持つて居る』と豪語して居つたさうでありますが、實際ナポレオンが歐洲を蹂躙した爲めに、三百七十萬の生命を失くして居るのであります、又佛蘭西の革命に於て前後を通じて約四千三百萬人の人が死んで居るのであります、又クリミヤ戰爭に七十五萬人、又普佛戰爭に於て二十一萬人、或は日露戰爭に於て五十五萬人といふやうな譯でありまして、非常に多大の生靈を犧牲に供することである、今度の戰爭に付てはまだ精密な統計は分つて居りませぬが、無論幾百萬に上ることは疑ないことである。ラブージュと云ふ佛蘭西の統計學者の計算によりますと、千八百十五年以來最近の大戰爭の前までに、戰爭の爲めに歐羅巴各國で人の殺された數といふものは二千百萬人に達して居るのであります。そこで戰爭によつて人を殺すといふことが、若し惡い者が斃れて良い者が殘るといふならば、戰爭は民族衞生上大に喜ばなければならぬのであります。併ながら現代の戰爭は丁度其反對の結果を齎らす者で、寧ろ良い者が死んで惡い者が殘るといふ結果になつて居るのであります。といふのは第一戰爭に出る者は、誰であるかといふと、現代文明國の多くは何れも全國皆兵主義、卽ち徵兵令といふものが布かれて居る、其の徵兵令に依つて常備軍、豫備軍になる所の男子である而して此の男子は其の體質に於て一國民中

の最も優秀なる者で、其民族の中心を作つて居るものであります。殊に又其人は、民族發展の上に於て重大なる意義を持つて居る所の『生殖』を盛に行ふべき年齡の人である、さういふ人が、所謂血稅を拂つて、多數に徵發されて、それが非常に進步せる人を殺す機械の下に犧牲に供さるゝのであります から、此爲めに一國民の中心核たる優良者は憐むべき犧牲に供せられて居る。之に反して、其國民の中で體格の惡い爲に徵兵檢査に不合格になつた者が殘り、此の犧牲から保護さるゝのである。さうして體質の良い者は、生殖の仕事から、竝びに一家の生產の上から、引き離されて、所謂軍務の爲めに一身を犧牲に供せなければならぬのであります、然るに一方惡い體質の者は家に殘つて勝手に結婚をし、又自分の稼業に携つて、安樂に生殖をやることになりますから、詰り體質の良い者が甚しく損をする譯であります、其意味に於ても、一國民の中の尤も大切な中核が徵發されるといふことは、民族衞生の立場から非常な損であります、假りに今兩者を比較して體質の惡い繁殖力が一・〇三であります、良い方の繁殖力は一・〇の割合であつて、僅に〇・三丈けの差を保つて、一方が打勝つて居る良種が、僅かに二十三年と六ヶ月經てば、不良種子孫の方が良種の子孫の倍に上ることになるのであります、徵兵令の爲めに優良者が血稅を拂ふことが、さういふ風に非常に不利益であるのに、一旦戰爭あらば之の爲に立派な體格を持つて居る所の一國民の中樞となる者が犧牲に供せらるゝといふことは、愈々悲むべき結果をなすのであります。

今御話したやうに、歐羅巴では、十九世紀の初めから其終までの間に、約二千百萬人程を戰場の露

にして居るといふことであるが、假りに此二千百萬人が結婚して、二人の子供を造つたとすると、五代目には其の子孫の數が一億六千萬人といふやうな大數に達するのであります、僅か五代、人間の一代を三十年とすれば、百五十年の間には體質の良い者の子孫が一億六千萬人殖えて來る譯である。然るに戰爭の爲に其の良種の子孫は永久に歐羅巴から失はれたものと謂はなければならぬのであります。斯く考へて見ると、今度の大戰爭の結果はどうであらうか、我々は民族衞生の立場から十分に之を觀察しなければならぬのであります。歐羅巴の學者は、此大戰爭の始まる前に於て、夙に人口問題を爲に苦心して居たのである。卽ち如何にして生産率の減退を挽回し、國家に優良な體質を具ふる人民を殖やすことが出來るか、と云ふことが一大問題とせられて居たのである。殊に佛蘭西の如きは、近代になつてから人口問題の重要なることに心附き、此點に付て寧ろ狼狽して居るやうな始末であります、茲に於てか佛蘭西の如きは子供の無い者には罰金を科して、之を財源として子供の有る者には保護金を與へるといふやうな案を出して、生育を奬勵しやうとして居つた譯である。然るに突如として今度の大戰爭が勃發して、一大反淘汰を行ふ爲に貴ぶべき素質を持つた多數の人が、歐羅巴文明國から消え失せる譯になつたのでありますから、彼等諸國は此の重大なる損失をどうして償ふであらうか、是れこそ非常なる見物であります、大戰爭の後には、色々な改良的仕事に手を着けらるゝことゝ思ひますが、就中最も注目すべく又最も大切なる跡片付は、恐らく此人口問題であらうと私共は思ふて居るのであります。外國の新聞雜誌などに就て見ましても今日已に非常に此問題に付て學者達は苦

心して居るのであります、現に昨年の末に、獨逸第一の衞生學の泰斗たるグルーバー博士は、之に關する意見を發表して居るが、其の言ふ所によると若し獨逸が人口問題を現在の狀態に放任して置たならば、四十年の後には甚度現今の佛蘭西と同一の有樣に沈むであらうそこで之を救濟するには子なき者から稅金を取り、子ある者を保護し、育兒を奬勵する外はないと叫んで居る。

私共は無論一面から言へば戰爭の大切なることを認める、又軍國主義の大事であることも知つて居る。又此れ等の者に於て立派な方面のあることを認めるのである。併ながら民族の永遠の發展といふ立場から言ふと、戰爭は實に恐るべき逆淘汰作用であることを斷言する。勿論戰爭に依つて、人間の社會に潑溂たる清新の氣が汪溢する。腐つたものが大風に曝露されることによつて綺麗に洗ひ流さる樣な痛快な出來事が起る、又戰爭は人間の力を試める試金石であるといふことも私は信じて居る、又戰爭に依つて如何に人間の美德が發揮されるかといふことも考へて居る、併ながら民族衞生の立場から言へば戰爭程恐るべきものはないのであります。而して其の恐るべき而かも有史以來未曾有の大戰爭が、文化を誇れる歐羅巴に於て勃發して今猶ほ熄む時を知らず荒れて居る。其結果が果してどうなるであらうか、我々は刮目して之に注意せねばならぬと信ずるのであります。

文明に伴ふ反淘汰の第二の例は醫學或は醫術なるものの進步であります、醫術が進步し衞生思想が發達するといふことは、卽ち文明の賜物であつて、此爲めにどれ丈の利益を人間が享けて居るか屢り知ることは出來ないのであります。併ながら、又、一面から言へば、此結果が少なからざる害を人間

の上に及ぼして居るのであります、斯く云ふと、其言たるや頗る奇矯に聞えますけれども、決して奇矯でないのであります。なぜあるかと言ふと、已述の如く人間は自然に對する反抗兒で自然は死せよと命じても人は彼れの智識によつて否な我は生きんと頑張つて居るのである。自然は元來弱い者を絶やし、強い者を殘して生物を進化せしむへく『死』といふ手段を下して呉れたのであります、卽ち『死』は生物を若返らせ、其の元氣を一新せしめて、之によつて生命の流れを永遠に傳へんとして居るのである。若し『死』がなくして、老朽した者が何時迄も殘つて居るとしたならば、生物全體の立場から之を觀れば非常に損であります、所謂『死』なるセクションの儘にかけられて弱いもの老朽せる者が奪ひ去られ活氣のある者未來あるものが殘つて居るのである。所が人間は『死』といふ此の大自然の立派な調節手段に反抗して自分の智力に依つて死すべき運命を有せる者にも之より免れしめんとして苦心して居るのである。衞生の進歩とか、醫術の發達とかいふことは卽ち此の苦心努力の結果である。人道の立場から言ひ、其他色々な立場から言へば、是は誠に立派なことであるけれども、今人間全體として、或は一民族として、此生物學的の價値を高めて行く上から云ふならば、是れ必ずしも喜ぶべきことではない、なせなれば死すべき運命を持つて居る者も强ひて活かす結果、人間全體から論ずると非常に苦んで、而して得る所は却つて失ふ所を償ふことが出來ぬからである。

現今歐羅巴各國に於ては、上述の如く實際統計表に現はれて居るやうに文化の力によつて、死亡率が年々減つてきて居る、殊に此死亡率の減少は乳兒幼兒を保護することに依つて非常に著しく現はれ

て居るのであります、是は非常に喜ぶべき事柄でありますけれども、併ながら一面から言ふと、所謂弱い子供、本來なら生き存へることの資格ない子供を、此爲めに生き存へさす、而かも生き存へさせた結果が、どれ丈けの利益があるかといふと、詰り弱い質で生れた子供であります爲めに、結局早く死ぬのであります、卽ち本來ならば一才か二才の時に死ぬべきのを、或は十才まで或は二三十才まで活き延ばすに過ぎないのである。唯それ丈けでなく、其爲めに一家や與へ子を保育して、十分に働かなければならぬ年齡階級に屬する者の死亡率が增加すると言ふ、喜ばしからざる結果を生ずるのである。

レックス氏が此點に付て次の研究を公にして居る。レックス氏は生れて來る子供を、三階級に分けて居るのであります。第一は生れながらの素質が非常に惡くして、自然に任して置けば、傳染病等に冒されて七才位迄で死ぬ者、第二は七十才以上までも長命する體質の强健なる者、第三は零才から六十才までに死ぬ者、斯ういふ三つの階級に分けて居る。此第三が普通の階級であります、然り而して衞生が發達して、此の第一階級に屬せる弱者の平均壽命は著しく延長したが、悲哉、之れと比例して、第二及び第三階級に屬せる者の平均壽命は短縮した。是は弱者が成育して、其の子孫に弱き素質を遺傳して一般の素質を低下せしめた結果に外ならぬ。英國で、男女に就て年々結核の爲めに死ぬる者の數を、各年齡階級に於て計り、夫れが年々どういふ風に推移して居るかといふことを調べたのによると、零才から五才までの死亡率は七五であつたものが六三、五八といふやうに段々減つて居る、

所が四十五才から五十五才、或は五十五才から六十五才といふものに就て考へまするど、前の者の下るど逆比例して段々上つて來て居る、此四十五才から五十五才といふやうな働き盛りの人の死亡率が上つて來るといふことは餘程考ふべきことであります、卽ち割合に早く死なゝければならぬ所のものを保護する結果が、幼年者の死亡率が減つて來るのに反對して働き盛りの者の死亡率が上つて來て居るのであります、斯く體質の弱い者を保護して生き存へさせる結果として働き盛りの大切な年齡階級の死亡率を高めることは卽ち是れ亦た前に申述べた一種のコントールセレクションでありまして、弱い者が絕滅し、强い者が生き殘るといふ自然の現象に反對したものでありまして、弱い種を後代に傳へる結果になる。此點から考へて見ると、エドワルド、コスター氏が『精神病の增加に就ては精神病學者自ら其の責に任せざるべからず』と云つた如く、醫術や衞生が進歩して弱い者が澤山永く生き長らへることは、必ずしも永遠の利益ではない世の中に結核病者が殖えるのも、花柳病が跋扈するのも、一面には醫學者自からが其の責の一斑を分たねばならぬ次第である。總て是等の關係は何れも皆文明が進めば民族に對して却て知らず識らずの間に不利益を持來たすといふ事實が能く說明が附くと思ふのである。殊に文明が進んで、社會の仕事が段々忙しくなると、其民族の神經或は精神作用が一方から言へば著しく害毒に曝されることになるのであります、是は申すまでもなく犯罪が增すとか、或は自殺者が增すとかいふことを考へて御覽になれば能く分るのである、殊に所謂世紀紀末と唱へられつゝある現代にありては、自然科學が非常な勢で進歩し、其結果として人間が思ふが儘に自然界を

征服して自分の慾望を滿たし得る樣になり、昨日までは殆ど空想として、迚ても出來ないと思つて居つたことが、今日は現實となつて出て來るといふ有樣になつた。殊に人間の智力の進歩に伴つて機械の應用が盛になつて來る關係から昨日迄は數十人でかゝつても出來なかつたことは今日は一つの機械で出來る樣になり工業は盛んになり資本が百事を支配する樣になると富める者は遊んで居ながら益々富み貧しき者は如何に汗水たらしても「パン」を得られなくなつて來る。茲に於てか多數の人は生存の不安を感せずには居られなくなつて來る。而して總ての事柄が時々刻々移り變る、人間の心身は益々いつも動搖する、僅に二十五六年前のことでありますが、私の子供の時に「天外奇談」といふ小說を讀んで非常に面白く思つたことがあつた、それには或國と或國が戰爭をして、其際に或裝置を以て天空に登つて敵の國を攻擊する、さうして天空戰が行はれる、或は海の中に沈んで色々な攻擊をやる、或は又不思議の藥品を撒へて、其藥品を投げて敵の大都市の人間を全滅せしめたといふやうなことが書いてあつたが、この時代には誰しも所謂一つの奇談として思ひも及ばぬ出來事と考へて居たのであるが、焉んぞ知らむ今日の戰爭に於ては、其の奇談は毫も奇談でない、現に實現された譯である。斯の如く激しく人間の智識が進んで來て、時々刻々世の中が變り轉るに連れて、人間の生活は絕えず不安の狀態に陷る、道德にせよ、宗敎にせよ、將た學問にせよ、舊き權威は容赦なく破壞されて、而かも未だ新らしき物が之に代る邊がない。人心は恰も舵を失ふた船の如く歸着する所を知らなくなる。さうして一面生存競爭益々激烈を加へ、一面人間の慾望をそゝり立つものが日一日殖えて來る。少數

の優勝者は此の慾望を滿足せしめて得々として居るが。多數の劣敗者は徒らに之を羨望するのみで得ることが出來ない。其處に鬱勃たる不平が起る。其の結果遺る瀨なき懊惱の爲に自殺をするとか、然らずんば自暴自棄に陷つて、耽溺生活をやらずには居れなくなる。此の風潮は實に滔々として世紀末の現代に於て目前に開展されつゝある。而かも之に教訓を加へ慰藉を與ふべき宗教とか或は道德とかふものが根柢より動搖いふもの如何と顧みると已に遙べたる如く、教權は全く地に墜ち信仰信念といされて、而してそれに代るべき新らしき信條或は權威といふものが打立てられてない。人は唯生存を得んが爲の激烈なる競爭にのみ追ひ廻はされて他を省みるの遑がない人は斯の如くにして墮落せざらんと欲するも得ないのである。又一面から文明が進めば進む程弱き人の子を重く重く壓し附くべき重荷が增して來る。何んとなれば、世が進むにつれて、人は彼れの智覺によつて造り上げた有形無形の財產を、愈々豐富潤澤ならしめて之を後代に遺す、是れ卽ち文化であつて、誠に人間の力の偉大を語る者ではあるが、併し後代に生れる者は其の廣大なる遺產を彼れの努力によつて自分の者とせねば到底せち辛きこの世の中に生存を保つて行くことは不可能になる、實際文化は恰も金字塔を逆にした樣な者で時を經る程愈々廣く愈々重く人間を壓迫する者である之に耐え得て生存を主張する爲には非常に心身を過勞せしめ終には其の生產力も萎微涸渴せしむるに至るのである。

斯く生物的醫學的の立場から「バイオロジカル、プログレッス」と「トラヂショナル、プログレッス」との不調和が一民族が花と咲き花と散り一榮一落する所以の主要なる原因たることを明にする事が出來た以上は吾人は宜しく夫の點に着目して出來る限り斯の不調和の起らないやうにすることが大切である。而して是れ實に民族衞生の根本義である。卽ち斯くすることによつて、恰も生物が或る時機に當りて適當なる生殖の處置を取ることによつて、よく其の種性を保續し、生命の流をして不斷ならしむると等しく、一民族或は一國民が其の生存を永く主張し得ることゝ信ずるのである。

然らば卽ち民族衞生の大方針は何處に在りやと云ふに之を二つに考へることが出來る。卽ち「トラヂショナル、プログレッス」と「バイオロジカル、プログレス」との調和を計ることを目的として居るものが二つの方面に於いて其開展を始めて居るのである。其一つは何であるかといふと、「ユーゼニックス」であり、他の一つは「ユーテニックス」であります、「ユーゼニックス」といふのは、人種改良學又は優種學と譯されて居る新らしき學問及び其の應用でありまして、人間其物の稟賦の性質を改良して行かうといふのが夫であります、それに反して「ユーテニックス」とは優境學とも云ふべき者で人間の外的社會的生活關係、卽ちあらゆる環境を改善しやうと努力して居るのが夫である。此二つの者は實に人種衞生を與ふる二本の大黑柱であつて相俟つて始めて根本的に人間の幸福を進めて行く者である。然り而して此の二つの中「ユーテニックス」方面は、是れは昔から人間が充分にそれに留意して其の爲に努力しつゝあつた者である。卽ち例へば法律を編んで罪惡の殖えないやうにするとか、或は社會的組織を改良して貧富の懸隔を調和するとか、或は教育に依つて人の智識を高めて行くとか、或は宗教によつて心を救ひ、醫學にて體を助けるとか。總てそれ等の點は人間が是れまでやり來つた所の仕事の

大部分を占めて居るのであります、併しながら他の一方面たる「ユーゼニックス」の仕事換言すれば人間の稟賦乃ち遺傳性といふものに着目して、之を改善して行くに非ざれば到底民族の永遠の命を維持することが出來ないといふ方面の研究は、漸く最近に至つて心付かれたる研究である。

元來一般生物の種性の大切であることは、實際古くから知られて居つたのみならず、之を活用して大に見るに足るべき成功をして居つたのであります、即ち或は農業に或は畜産に或は園藝に、人は昔から種の撰擇に重を置き而して又之れと同時に十分に之に肥料をやることを怠らなかつた。肥料をやるのは即ち「ユーテニックス」であり、種子を撰ぶのは即ち「ユーゼニックス」である。然るにも關らず人間はこの大切なる仕事を人間自身の上に施こす事を忘れて居た。彼は自分の種性を撰ぶことを等閑にして汲々として外にのみ力を竭して居た。法律に依つてのみ罪惡を無くなさうと力めた醫術に依つてのみ身體を强壯にしやうとした。敎育に依つてのみ人間が堅くなる者と夢みて居た。勿論法律も醫術も敎育も凡て大に必要である、さりながら、それのみによつて、人間の永遠の幸福を企圖するのは大なる誤である、勿論玉磨かざれば光なしで磨くといふことは大に大切である。併ながら磨く前に更らに尙一つ大切なる仕事がある。外ではない夫れは磨くべき物の撰擇である。然らずんば如何に磨けばとて夫は全然徒勞に終るのである。瓦は如何に之を磨いても畢竟到底瓦たるを免れぬ磨くといふ大切な努力を十分効果あらしめるには先以て其の前に磨くべき材料を撰ばなければならぬ、人間の外的環境を改良し圓滿にして行くことは無論非常に必要であるが、それよりも先づ以つて人間其物を改良して行くことが大切である。換言すれば人間に於て惡種を剪滅し、善種を保護すべき仕事に着目しなければならぬ。然らざれば、法律も敎育も宗敎も醫術もあらゆる人間の努力は悉く皆徒勞に歸せなければならぬ、此點から言へば最近十數年の生物學の進歩に依つて喚び起されたる「ユーゼニックス」は人種の衞生の一大革新と謂ふべきである。

然らば即ち此の「ユーゼニックス」なる者の根本となる所の者は何であるかと云ふに、生物學の示す所に據れば、有ゆる生物の現はす所の形態的及び機能的性狀は悉く皆遺傳物質なる者によつて決定せらるゝのである、而して此の遺傳物質なるものは何處迄も變化しないものである、隨つて生物が一代の間外界の影響によつて蒙つた形質の變化は遺傳物質に夫れと同樣の變化を喚び起して後代に遺傳する者ではないのである。若し遺傳物質なる者は外界の影響を受けて根本的に變るものであるならば、我々人間が今までやり來つた所の方針、即ち我々の環境を改良して、或は社會政策により或は敎育により、或は宗敎によりて世々代々遺傳物質を變化せしめ之によつて人間の種性を改良すべき大目的を貫徹することが出來べき筈でありますが、併ながら生物學の示す所に依れば、夫れは到底望まれないことである。でありますから吾々はどうしても種性の善いものを撰擇するに非ざれば到底根本的に其目的を遂ぐる譯にいかないといふ確信に到達したのである。

茲に一言せねばならぬのは遺傳物質が變らないと言つても、其所に誤解のないことを望むのである。例へば茲に一塊の石があつて、其の石が何時迄たつても磊々たる一個の石であるが如き意味に於て遺

傳物質が不變であるといふのではない。總て生物には變化がある。變化あるが爲めに進化が起るのである。生物は決して永久不變の石の如き物でない。遺傳物質は外界と全然沒交涉の者ではない、其外界の影響と交涉して變る範圍といふものが極つて居る、例へば今分り易い爲めに一つの例を取つて御話しますならば、茲に一つの種がある、此種の中に在る遺傳物質といふものは極つて居る、例へば茲に豆がある、此豆の遺傳物質は極つて居る、此豆がどの位あるかといふことは遺傳物質から極められるのであります、併ながら其性質は外界に交涉して現れ來たるのであります獨立して決して現れるものではないのであります、此內外關係が相應じて始めて茲に現はれるものであります是れ卽ち進步發達發育といふことであります、でありまするから假令善い種でありましても之を唯蒔いた丈けで之に肥料を施さなかつたなら、加之之に日を與へなかつたなら、之に水をも與へなかつたならば、其種は到底發育することが出來ないのであります、或は發育致しましても極めて微弱なものになるのであります、而して變化する範圍に於て一番惡い有樣になつて現はれるのであります又惡い種でありましても以上のことに注意すれば大きい實を結ぶ、なぜなれば其遺傳物質が現はれ來たる範圍に於て最も大きい最も宜しい有樣を以て現はれたからであります、色にしましても形にしましても、其色、其形、それが遺傳物質ではないのであります、遺傳物質の或一つの性質、是が斯ういふ條件の下に斯うなつて現はれるといふ性質、それが遺傳物質であります、例へば甲なる種類の櫻草は溫度の如何に關らず常に白色の花を開く之に反して乙なる種類の櫻草は其の花の色が溫度の如何によつて變化する、溫度

が低ければ赤い花を開き、溫度が高ければ白い花を着ける、然らば卽ち高溫度の爲にて乙なる櫻草の遺傳物質が變化して甲と同樣の遺傳物質となつたのであるかと云ふに決して然らず。遺傳物質其物は決して赤い花でも亦白い花でもない。甲なる櫻草の遺傳物質は溫度の如何に拘らず常に白い花を着ける本性を有つて居るに反して、乙なる櫻草の遺傳物質は、高溫にあつては白い花を開き、低溫に於ては赤い花を開くといふ體性を具へて居るのであります、隨つて高溫で乙の櫻草が白花を開いたからとて決して之を以て甲に變つたとは云へない甲は何處迄も甲、乙は何時迄も乙で、其遺傳物質の本性は依然として何等變化する者でない。遺傳物質の本性は上述の如き者であるが故に其の本質は不變不動の者であつて外界の影響によつて其の開展する狀態は或る範圍に於て違つて來る。茲が卽ち發育と云ふ面白い現象の起る所以である。同一の種子を蒔いても其の培養の巧拙で其の收穫には夥なからざる相違が起つて來る。茲が「ユーテニックス」の附け込み所であるさりながら環境の改善によつて變化し得る範圍は限ぎられて居る之によつて惡種を變じて、全然良種たらしむることは到底不可能である是れ實に境遇と遺傳との問題を解決すべき鎖鑰である『氏より育ちか』將た『育ちより氏か』の問題に明瞭なる說明を與ふべき理法である孔夫子は『上智と下愚とは移らず』と、言はれたが、是れは遺傳物質の變らないといふことを示した者でありまず又た『性相近く習相遠し』と言はれて居るが是は後天的影響卽ち境遇の如何が遺傳物質の開展の上に如何に重要なる意義を有するかを敎へて居る者であります、就中人間の如く最も聊賴なき狀態に於て生れ來り而して長日月の發育によつて萬物に抽んで丶最も高

級の位置に達する者にありては後天的影響、乃ち環境の是非善惡が非常に大切なる意義を有つのである。此の意味に於て獨り「ユーゼニックス」の大切なるのみならず「ユーテニコクス」も亦非常に必要である。さりながら從來の如く、「ユーテニックス」のみに着目して居たのでは、到底人間の幸福民族の永續を企圖することは出來ぬ、斯かる立場から歐羅巴就中亞米利加の如きは、非常に熱心に人間の遺傳に關する材料を蒐集し之れが關係を研究し、且つ又上記の理由に基いて法律によつて結婚の上に色々適當なる制御を加へ、更に進みては惡種を剪滅すべき目的から精神病者常習犯罪者等に就きて或は輸精管を結紮若くは切斷し或はX光線に依つて睾丸を照らし之によつて生殖不能に陷らしめて居るとか、今や一千五百六十七日の長日月と、二千四百萬人の動員と、七百萬人の戰病死者と、三千億圓の鉅資を犧牲にして、曠古の大戰亂は其の最後の幕を下した。此の大破壞に續て起さるべき大建設の中最も注目に値すべき者の一は、蓋し人種衞生であらうと信ずるのであります。卽ち茲に人種衞生の立脚地より、民族衰亡の原因に關する一端を述べ、吾大和民族の將來に關して有識者の一顧を煩はす次第であります。（完）

統計

○大正八年一月中入出監竝月末在監人員（△ハ減）

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	五三、〇五二	四、二六八	四、三三四	五二、九八六	五三、〇五二	五一、一二五	△六六	一、八六一
刑事被告人	五、九九三	四、三七九	四、二三四	六、一三八	五、九九三	四、三〇七		一四五 一、八三一
勞役場留置者	二八〇	二五七	三三〇	二〇七	二八〇	二一一	△七三	△二〇四
乳兒	三一	一六	一一	三六	三一	三一	五	五
總計 男	五七、一八一	八、四六六	八、四七一	五七、一七六	五七、一八一	五三、六五五	△五	五三、五二一
總計 女	二、一七五	四五四	四三八	二、一九一	二、一七五	二、二一九	一六	△二八
總計 計	五九、三五六	八、九二〇	八、九〇九	五九、三五七	五九、三五六	五五、八七四	一一	三、四九三

備考　內朝鮮人受刑者男七六人刑事被告人男一二人、外國人受刑者男三四人女一人刑事被告人六人アリ、
×印は逃亡犯罪人引渡條例ニ依ル拘禁者竝外國噸船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法ニ依ル拘禁者ナリ

○大正八年一月末在監者人員表

監獄別		受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	合計
小菅	男	一、二六				一、二六
	女					
	計	一、二六				一、二六

| | | |

鹿兒島	沖繩	函館	札幌	旭川	十勝	網走	釧路
八八	三六	四一	一	六	二	一	八
二〇三	三一	二	二	一	一	一	五
七六	七五	四二	一	三	一	一	二
一、二五	一、六八	一四五	四	四	一	一	一、六八
二三五	二四七	五七	二	二	一	一	二九四
一、〇一〇	八	四	四	一	一	一	一、〇八
三一	一	一〇	一	一	一	一	五二
一、九七〇	五二、九八六	一、九二	六、二二八	一九六	二一〇	一八	二、九一

鹿兒島	沖繩	函館	札幌	旭川	十勝	網走	釧路
八八	三六	四一	一	六	二	一	八
二〇三	三一	二	二	一	一	一	五
七六	七五	四二	一	三	一	一	二
一、二五	一、六八	一四五	四	四	一	一	一、六八
二三五	二四七	五七	二	二	一	一	二九四
一、〇一〇	八	四	四	一	一	一	一、〇八
三一	一	一〇	一	一	一	一	五二
一、九七〇	五二、九八六	一、九二	六、二二八	一九六	二一〇	一八	二、九一

○大正八年一月末日現在受刑者刑名表（△八減）

刑名	刑期	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較
懲役	無期	五六五	二九	五九四	五八九	五四九	五		四五
	十五年以上	一、一六二	三七	一、一九九	一、一九四	九八五	五		二一四
	十五年未滿十年以下	一、六四二	五一	一、六九三	一、六四〇	一、六四八			二二五
	十年以下五年以下	九、一一八	二六五	九、三八三	九、四一七	九、四五九		△	七二
		七、七二四	二八七	八、〇一一	七、九七二	七、六二二			三九
	五年以下三年以下	六、八二二	三二四	七、一四六	七、〇七九	六、八一九			六七
	三年以下二年以下	一〇、〇二五	四二四	一〇、四四九	一〇、三六五	九、八一六			八四
	二年以下一年以下	九、二〇七	二九七	九、五〇四	九、六二七	八、七九三	△		一二三
	一年以下六月以下	三、七四〇	一七〇	三、九一〇	三、九三八	四、二六〇	△		二八

統計　(一)

刑期	三月以下	計	無期	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	三年以下	二年以下	一年以下	六月以下	三月以下	計
禁錮		八八五											六四
懲役		五〇、八九〇											二四
懲役		一、九四四											二〇
懲役		九四五											八
懲役		一、〇〇五											二
懲役		一、一一四											一
懲役		五〇、八八一											五
懲役		五二、八三四											二四
懲役		五二、八二六											八六
懲役		一、九四四											二六
懲役		六〇											六二
懲役		一、九四五											二六
懲役		一、九三											一
懲役		一、六四二											五
懲役		九、一一八											二〇
懲役		七、七二四											二四
懲役		六、八二二											八
懲役		一〇、〇二五											一
懲役		九、二〇七											五
懲役		三、七四〇											一七
懲役		一、〇〇五											一
懲役		一、一一四											一
懲役		五〇、八八一											七
懲役		五二、八三四											二七
懲役		五二、八二六											四〇
懲役		一、九四四											二四
懲役		九〇											八六
懲役		一、九四五											二六
懲役		一、九三											一
懲役		一、六四二											五
懲役		九、一一八											二〇
懲役		七、七二四											二四
懲役		六、八二二											八
懲役		一〇、〇二五											一
懲役		九、二〇七											五
懲役		三、七四〇											一七
懲役		一、〇〇五											一
懲役		一、一一四											△
懲役		五〇、八八一											七
懲役		五二、八三四											二七
懲役		五二、八二六											四〇
懲役		一、九四四											二四
懲役		九〇											八六
懲役		一、九四五											二六
懲役		一、九三											一
懲役		一、六四二											五
懲役		九、一一八											二〇
懲役		七、七二四											二四
懲役		六、八二二											八
懲役		一〇、〇二五											一
懲役		九、二〇七											五
懲役		三、七四〇											一七
禁錮		一、〇〇五											一
禁錮		一、一一四											△
禁錮		五〇、八八一											七
禁錮		五二、八三四											二七
禁錮		五二、八二六											四〇
禁錮		一、九四四											二四
禁錮		九〇											八六
禁錮		一、九四五											二六
禁錮		一、九三											一
禁錮		一、六四二											五
禁錮		九、一一八											二〇
禁錮		七、七二四											二四
禁錮		六、八二二											八
禁錮		一〇、〇二五											一
禁錮		九、二〇七											五
禁錮		三、七四〇											一七
禁錮		一、〇〇五											一
禁錮		一、一一四											△
禁錮		五〇、八八一											七
禁錮		五二、八三四											二七
禁錮		五二、八二六											四〇
禁錮		一、九四四											二四
禁錮		九〇											八六
禁錮		一、九四五											二六
禁錮		一、九三											一
禁錮		一、六四二											五
禁錮		九、一一八											二〇
禁錮		七、七二四											二四
禁錮		六、八二二											八
禁錮		一〇、〇二五											一
禁錮		九、二〇七											五
禁錮		三、七四〇											一七

刑期	三月以下	計	無期	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	三年以下	二年以下	一年以下	六月以下	三月以下	計
拘留		六四											六四
合計		一、九七〇											二六
合計		五一、〇一六											六四
合計		二二、〇四五											二四
合計		二、八四五											二〇
合計		五〇、八九〇											八
合計		一、八五〇											一
合計		二、六九五											五
合計		四六、四七一											二四
合計		五一、〇一六											六四

刑期	三月以下	計	無期	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	三年以下	二年以下	一年以下	六月以下	三月以下	計
拘留		六〇											六〇
合計		一、九七〇											二六
合計		五二、〇五二											六四
合計		二三、三二一											二四
合計		二九、五一三											二〇
合計		五二、八三四											八
合計		一、九七八											一
合計		二、〇〇六											五
合計		二、八二〇											二〇
合計		四八、一五一											八六
合計		五三、〇五二											二六

刑期	三月以下	計	無期	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	三年以下	二年以下	一年以下	六月以下	三月以下	計
合計		一、一一四											一六九
合計		五〇、八八一											一、九五三
合計		五二、八三四											四一
合計		五二、八二六											五一
合計		一、九四四											四一
合計		九〇											一、八六一
合計		一、九四五											二、五〇六
合計		一、九三											五五三
合計		一、六四二											二〇七
合計		九、一一八											一、六〇七
合計		七、七二四											一、八六一
合計		六、八二二											六六
合計		一〇、〇二五											一、八六一
合計		九、二〇七											二、五〇六
合計		三、七四〇											五五三
合計		一、〇〇五											一、八五三
合計		一、一一四											四七
合計		五〇、八八一											二〇七
合計		五二、八三四											一、六〇七
合計		五二、八二六											六六
合計		一、九四四											一、八六一
合計		九〇											
合計		一、九四五											
合計		一、九三											
合計		一、六四二											
合計		九、一一八											
合計		七、七二四											
合計		六、八二二											
合計		一〇、〇二五											
合計		九、二〇七											
合計		三、七四〇											
合計		一、〇〇五											
合計		一、一一四											
合計		五〇、八八一											
合計		五二、八三四											
合計		五二、八二六											
合計		一、九四四											
合計		九〇											
合計		一、九四五											
合計		一、九三											
合計		一、六四二											
合計		九、一一八											
合計		七、七二四											
合計		六、八二二											
合計		一〇、〇二五											
合計		九、二〇七											
合計		三、七四〇											

受刑者ノ年齢	初犯	累犯	計
十八歳未滿	一、八五〇	一、九七八	三、八二八
二十歳未滿	二、六九五	二、八二〇	五、五一五
二十歳以上	四六、四七一	四八、一五一	九四、六二二
計	五一、〇一六	五二、一二五	一〇三、一四一

○大正八年一月末日現在在監受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増減	前年比較
刑法							
竊盜	二七、五二一	九一七	二八、四三八	二八、三三五	二七、三三二	一〇三	一、一〇六
強盜	二、三三〇	一六	二、三四六	二、三五三	二、四七二	△七	△一二六
賭博及ヒ富籤	二、六八八	五八	二、七四六	二、六九四	三、〇三三	△五二	△二八七
雜歛及ヒ恐喝	五、八〇五	一一二	五、九一七	六、〇八一	五、九五八	△一六四	四一
橫領	二、四七七	三二	二、五〇九	二、五七八	二、五四八	△六九	三九
贓物ニ關ス	八六八	二八	八九六	九一八	七八〇	△二二	一一六
毀棄及ヒ隱匿	五七	—	五七	五四	四五	三	一二
通貨僞造	一五三	三	一五六	一五六	一九三	△〇	三七
文書、有價證券僞造	一、一五九	二一	一、一八〇	一、二一一	一、一八〇	△四一	〇
印章僞造	三八	—	三八	四二	三三	△四	五
僞證及ヒ誣告	七二	二	七四	八二	一〇四	△八	△三〇
瀆職	七五	—	七五	七四	五九	一	一六
猥褻姦淫及ヒ重婚	四二二	一九	四四一	四四七	三九一	△六	五〇
傷害	一、六八五	二九	一、七一四	一、七二七	一、六二八	△一三	八六
殺人	二、三一八	一九九	二、五一七	二、五〇一	二、四一八	△一六	九九
嬰兒殺	三七	一四七	一八四	一七九	一七三	五	一一
逮捕及ヒ監禁	一一	—	一一	一一	一八	△〇	△七
墮胎	三五	五四	八九	九七	一三九	△	△五〇

法規	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増減	前年比較
公務執行妨害	七〇	七〇	七六	△六	△七
逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅	四一	四一	三九	二	四
放火	九七四	九七四	八〇五	一六九	九三六
住居ヲ侵ス	二一二	二六〇	二一四	△三八	三四
略取及ヒ誘拐	九〇	一九	一〇九	△二一六	△四
其他	二三六	二五	二六一	二七八	二五
計	五〇、五三六	一、九四一	五二、四七七	五二、四九六	五〇、五七八	△一、八九九	△一、八六一
陸海軍刑法	三九	—	三九	四七	四〇	△八	△一
森林法	一二六	—	一二七	一三五	一五二	△八	△二五
徵兵令	一八	—	一八	一〇	一一	△八	七
郵便鉅電信法	三四	一	三四	三四	三〇	四	四
其他	二〇〇	三	二〇三	一九一	一七九	一二	二四
警察犯處罰令	五四	二〇	七四	一一五	一一五	△四一	四一
違府縣令及ヒ警察令	九	五	一四	二四	二〇	△一〇	△六
計	四八〇	二九	五〇九	五五六	五四七	△四七	△三八
總計	五一、〇一六	一、九七〇	五二、九八六	五三、〇五二	五二、一二五	△一、一三九	△一、八六一

譚叢

○時事だより

▲旅行季節　春和駘蕩の時候最も旅行に適するといふ故ではないけれども、今日此頃に至れば毎年僚友諸君が、あちこちと事務の打合やら視察やらに出掛ける、今年も大分其樣に見へるが夥に結構で有益なことである、古い時代の事をいへば年度末に豫算の都合を見計つて旅行するにも、其筋の小言でも喰つてはとビク〳〵したものであつた、(今でも未だ昔の脅かしに怖氣付いてゐる輩があるかも知れぬ)けれども無論誤魔化し仕事をするの譯でもなければ、理由なき事でもないし其職權内に於て各々見る所に從ふものなれば、立天立地何等の遠慮はない筈である、又た今は吝嗇臭い昔のごとき小言は聞かんとしても聞かれない時代である、年度末之れ何たる恰適の季節であらう、年内の出張用務が夥くてそして年度末の見學視察旅行に經費を使ひ得るのは、所謂天の利も地の理も共に從ふ譯かと思はれ感謝すべきでないか、望みをいへば此季節を司獄官の生命洗濯の書入日にさして貰いたい、是は決して官費遊山の意味からでない、若し之を單に斯かる意味の外に高尚にして有益なる而かも斯道の向上發展上切實の要求あるに應ずるものなる事を理解する能はざる人ありとするならば、亦た何をか言はんやである。

▲上德如風　谷田監獄局長決然として三十年來嗜好の喫煙を廢止せらる、人も知る如く局長は非常の愛煙家であつて、如何なる時にも煙草を口にせないことなく、唯だ寢る時と食事の時のみ之を放す位のもの、眞に煙草蟲の如く骨髓に徹したる嗜好家と云ふべきであつた、故に普通の人情からいへば無論容易のことでない、局長も爾う云はれてゐる病は瞽盲に入るとでも云ふべき嗜好慾を如何にして絶ち得やうか、人は曰はん三十年來習慣となつて牢乎拔くべからざる陋習を、どうして爾かく容易に斷ち得るものかと、されど其處は決心一つであろうヨシ我は一つやつて見よう、精神一到何事かと云ふの意氣を以て斷乎として心に誓つて一思ひに廢止したと、素晴しき覺悟決心の勢ひは坐ろに聞く人を動かすものがあつた、兎に角今は全く其決心を立て通して居られる、それかあらぬか此の頃は局の内外にも禁煙家が弗々現はれ來りつゝあるを見る、風加はれば草なびくとあるやうに上長の一言一行必ず何等か影響を及ぼさゞる道理なく、在監者に直接する我が僚友に對する一福音として、欣びを以て此佳報を呈せざるを得ない。

▲來年豫算　此たよりが各位に達する頃には無疵の豫算として公布せらるゝかと思はる、未曾有の通過無難の豫算のことゝて我監獄界にも多少目先の新しき事の行はれるも喜ぶべきである、喜ぶべきではあるが慾をいへば斯ういふ無難の折こそ、モソツト踏張つて積極的にやつて貰ひたいものであつた、問題は幾らもある社會變局の場合必至の勢を見て取る經世眼を有せば、我監獄界側からも進んで取るべく爲すべく又た備ふべき施設は屈指に遑ないであろう、但し之も時運を待つの外なしとして今は暫く判任給以下豫算の增加と事務官一名の增加と外は監獄協會に練習所費補助として二萬圓、免囚保護費三萬圓の計上せられたる新事實に滿足して其運用の適確ならんことを祈るの外はあるまい、因に練習所は十月より翌年三月迄六ケ月間に改めらるゝに内定せりと。

▲共濟實行　四年前より谷田局長今日あるを豫見せられ、熱心に唱道し且考究の結果官給上の道は既に業に其最善を盡したるも、尚此上は各自の節約持久の計が最も必要なりとて、一日在京典獄を監獄協會に招き意見を徵し且つ方法に就き懇示せられ、協會誌上にても其意見を發表して注意警戒を與へられたることがあつた、斯くて議論の時代は疾くに過ぎて今は早や實施實行の場合となつて

ゐる、それに就ては早く共同賄ひの法を設け安値にして實質に富める食物を與ふるが第一の急務でないか、現に小菅に於て實行して可なりの成績を擧げてゐる、食物は元氣の素である、故に戰爭も食物に依て勝利が決る今日であれば、司獄官の職務も食物の營養如何に依つて其の勝敗が決ると云ふのも强ち牽强附會の說とはいへまい、之は最も注意すべき點だと思ふ、志さへあれば必ず方法は附くものと斷言してよからう、（甲突生）

寄書

○囚徒に對する幼時の印象

小田原分監長　黑田源太郎

（一）

自分は此頃フトした事から、囚徒に對する幼時の印象は什麼な者であつたらうかと追想して見た。それは七八歲の頃であつたと思ふ、「敵」と云ふものを年長の友人に誘はるゝがまゝに、恐る〳〵も子供心の好奇心に驅られ、遠く物の影に隱るゝようにして見たことがあつたが、其の時一ッ二ッと呼びながら笞たるゝ毎に揚げた罪人の悲鳴は、當時の小さな耳の底にコビリ着いたものと見え、今尙思ひ出してもゾッとするようだ。

次に十歲の時、戶數三千の町內から出た唯一人の泥棒が何年かの懲役を濟まして歸つたといふ話を聞き、其家の前を通るのが恐ろしくて小學校への往復にも態々道を迂廻して避けたことがあつた。また十一二歲の頃でもあつたか、きのふもけふもといふ工合に三四日が程赭色の衣を着け列を作つた囚人の群が、北陸街道に沿うた自分の宅前を通過するのを見て、非常に恐怖の念を抱いたことがある。そして『何でも重罪の者が北海道とかへ送らるゝのださうな』と云ふ話を聞いて、幼い頭にいろ〳〵な想像を描いて見たことを覺えて居る。長じて十六歲、富山の某學校へ入學したが、城壕

一つ隔てた向ふは當時の監獄署であつた。其表門と學校の正門とが相對して居たので、始終黑い高い板塀と赭い囚徒を目擊する樣になつた。それのみかそれら囚徒は時々學校へも雇はれて來て種々の雜役を務め、或時などは圖畫の練習をして居る自分等を、窓外からソッと覗き込んだことさへあつた。斯うして彼等を視馴れた頃の自分は、また幾分か物の理を考へても見るようになつて居た。そして彼等の心理や今までの徑路を思つて見るようなこともあつて、恐怖といふ念が薄らいだのであつた。ところが或夜俄かに監內から鬨の聲が揚り、それに和して木枕でも敲いたのか異樣の音響が靜寂な闇を震撼させた物凄さには、唯もう恐ろしくて一夜を不安に明かしたのであつた。が、あとで考へると自分等が曾て舍監に對して報復的に騷いだことがあるのと同じような動機でゞもあつたのだらうと思はれた。

（二）

今自分が管理して居る小田原分監の少年受刑者が自分と同じかりし幼時に於て、囚徒よりどんな印象を受けたか、そして、其印象と犯罪との間に何等かの因果關係があるのではないかと云ふことを調査して見ようと思ひ付いたので、彼等に對して次の三個の發問を爲し、卽時答案を徵したのである、卽ち

一、何歲のとき囚徒を觀たか

二、それは何處で

三、其時如何に感じたか

此材料を整理して統計したる結果を歸納して見よう。

1、初めて囚徒を觀た時の年齡と場所

二百九名の中、捕縛せらるゝ迄曾て囚徒を觀たことが無かつたと云ふもの三十四名で、殘り百七十五名卽ち百分の八十四は、其度數こそ異ふが囚徒を觀たことがあるので、何等かの印象を持つて居乍ら犯罪したのである、其詳細は左表に一瞥を與

へられたい。

年齢 ／ 場所	住宅が監獄の附近にあり	住宅の前を通過した	住宅の附近に賭博の手入あり	監獄の附近にて	在監の父に面會の爲母に伴はれて監獄に行つた	警察署や交番所の附近にて	裁判所や其附近にて	途中にて	計
六、七歳	三	一		四	一	一	一	五	一五
八歳	一	二		三				三	一一
九歳		五						三	一〇
十歳								八	一二
十一歳				三		二		九	一八
十二歳				六			二	八	一九
十三歳				八			五	一五	二九
十四歳	二			九			一	八	二一
十五歳				五			二	六	一四
十六歳				三				七	一四
十七歳				四				六	一〇
十八歳				一					二
合計	六	一三	二	五二	一	二二	九	七八	一七五

即ち、途中偶然の出來事として遭遇したものが最も多く、次は監獄の附近を通過して之を目擊したのであつて、此中には子供の好奇心から態々歩を運げたのもある。亦引連れた年長者の不注意が途中で見た

一警察署へ毎朝馬車が被告人を迎へに來るのを面白くて見に行つた

一警察署の前で被告人が自動車に乘るのを見た

一學校の前が裁判所なので毎日其出入するのを見た

一學校の遠足に行つた時監獄の前を通ほつて見た

一父の勤め先なる裁判所にて見た

□、初めて囚徒を觀た時の年齢と當時の感想

幼時の印象や記憶は朦朧不確實で、兎角成長後の智識が之に餘計な想像を附け加へて虛飾に流れ勝ちなものである。故に此答案も悉く眞實なりとは云ふことが出來ぬが、併し之に依りて其大體を推量する價値もあるだらうと思ふ。

を他に避けず此機會を與へたものも尠くない、彼の監獄や警察署の附近に住居して居る者があるのは寧ろ保護者の失當なりと言つて宜い。何等社會的智識の無い幼き彼等の可憐なる瞳は唯美しき光

明面にのみ輝かさしむべきもので、成るべく現實世界の忌ましき態象の映ずるを避けしむべきである。而して若し一度其瞳に映じた囚徒は唯譯もなく恐ろしき惡魔であつてよろしいのである。然るに如何に恐ろしき囚徒の姿でも屢〻之を睹る時は彼等は惡魔なりと思つて居た囚徒の表情から普通人と異ならない人間味を感受するに至り、延いて單純なる彼等の道德感情の痲痺を生ずることは自明の理であらうと思ふ。而して此處に最も憐なのは、在監の父に面會する爲七歳の頃母に伴はれて監獄の門を潜つたといふ少年の一人あることである。今彼等が初めて囚徒を觀た場所に就て記述したもの五六を其儘擧げて見るならば、

一監獄裏の公園より覗いた

一宅は監獄の前にあるので常に見て居た

一兄と天神樣へ參詣に行くとき監獄の横を通ふつて見た

一澤山の囚徒が鎖を付けて車を挽いて來たのを

感想 / 年齢	悪るい事は出來ない	恐ろしい	厭やな	可哀相だ	面白く	珍らしい	馬鹿な人だ	氣味がよい	聞きしよりくない	恐ろしくない	其他	なし	計
六、七歳	二	六	二	一	三	一	一	一	一	一	二	一五	
八歳	五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一	
九歳	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	
十歳	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一二	
十一歳	四	六	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一八	
十二歳	五	三	四	一	一	一	一	一	一	一	二	一九	
十三歳	一三	五	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二九	
十四歳	七	六	二	一	一	一	一	一	一	一	二	一四	
十五歳	五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一四	
十六歳	七	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一四	
十七歳	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	
十八歳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	
合計	五九	四二	二一	一二	六	四	一	一三	一六	一七	五		

卽ち、惡るい事は出來ないものだと、應報的考へから反省したもの最も多く、幼な心の唯譯もなく恐怖嫌忌の念を抱けるもの之に次ぎ、憐れなものだ可哀想だと惻隱の情を持つたもの亦尠くない。面白く又珍らしく思つたり、馬鹿な人だと輕悔の念を拂つたもの各四五名ある。氣味がよいとて歡悦心をほの見せたるものと、聞いたより恐ろしきものでなかつたと不安の念が解けたらしいもの各一名ある。其他の中には「何をしたのか」「何處に行くのか」「どんな罪になるのか」「泥棒だ」「監獄に行くのだ」と云ふ平凡な自問自答的のものが多い。

以上四徒を觀た場所と四徒の種類と觀察者たる子供の年齡性格及同伴者の有無等に因りて其感情又は理性の發動する處を異にするから一概に論することが能きない。尙何とも思はなかつたと云ふもの十六名の中には、痴愚者二名精神異常者（廣義の）七名あることは見逃がすべからざる事實である。左に感想を述べた者の例を摘出すれば、

一大層恐ろしく人間で無い樣な心持であつた（九才）

一恐ろしくて二度と見る氣になれず、寒かつたが驛の待合室に入らず外に立つて發車を待つた（十二才）

一彼の樣に縛られて耻かしいと思はぬか馬鹿な人だ（十一才）

一何程の惡るいことをすればあの樣になるのか（十才）

一あんな姿になりたくない若しなつたら親に申譯がない（十四才）

一家に歸りて祖父に話すと、惡いことをすると其樣になると云はれ恐ろしくなりました、そして其後は惡戲をする度に威かされました（九才）

一赤は重く靑は輕るいと聞いて居ましたので赤いのをかあいそうだと思つた（九才）

一赤い着物を着て鎖が附いて居るから猿の樣な人が居ると思つた（七才）

一あれ〳〵泥棒馬車が來た、編笠を被つて縛られて來た、それ見よ〳〵と後をついて行つた（七才）

一私も少し惡るいことをして居た時分ですから今にあゝいふ樣になりはせぬかと後を見返した（十四才）

一四人と云へば小いさな所へ釘の出て居る處に入れられて居ると親から聞いて居たが、初め

て見た時親の話と丸切り違ふので、監獄は左程恐ろしい處でないと思つた(十二才)

尙は演劇活動寫眞講談小說等より得たる印象を調べなかつたのは遺憾であつた。又之は犯罪者のみに就ての調査で、所謂楯の半面を觀たのに過ぎないが、一步進んで善い子供の感想と對照して考察する必要もあらうと思ふ。

(三)

如上の統計に見れば、唯面白かつたとか馬鹿な人であつたとか云ふ者を除き、何れも恐怖嫌忌若くは同情反省の念を起して居る。けれども其印象は後日彼等が犯罪の魔の手に引づられ、失脚遂に監獄のドン底に陷らんとした刹那、一道の靈火となつて腦裡に閃き、以て正路を見出ださすべく餘りに力が弱かつたといふことが言ひ得るではあるまいか。然らばそれは何故であるか、之を考ふるに、先づ其當時又は其前後に於て、本人が如何なる境遇にあつたか、卽ち生育の關係、家庭の狀況及其環境とを結びつけ、之を背景として觀ない譯にゆかないのである。

貧困は闇である。其處からは不和、紛爭、腐敗、頽廢等あらゆる罪惡の黴菌が發生する。其家庭は冷たく厭はしい穴倉のようになる。其部落は道德の地平線が無恥といふ泥海の底に埋沒して、只不足なパンを求むべく本能に生きる動物の棲家となる。其處には先祖もなければ家名もない、父母もなければ兄弟もない、假令あつたにしろそれは薄い。

あゝ忌はしく又恐ろしき現實の暴露、此あらはなる人生の姿を見せつけられて育つた子供と、春光流るゝ明るき家庭と、又比較的平和にて淸らかなる四隣の裡に嫩草の萌ゆるが如く自然に育まれて醜い人の世の姿に觸れたことのない子供とがあることは、眞に驚くべき不公平な對照ではあるまいか。

斯ういふ子供に初めて見られた囚徒の印象が、ど

んなものであるかは想像するに難くはない、而して斯ふ云ふ子供に犯罪の恥づべきこと、恐ろしきことゝ刑餘の身如何に悲慘なものであるかを懇ろに訓へる親が果して幾人あるのであらうか、若し又あつたとしてもそれが幾何の道德的權威を以て彼等の胸に響くであらうか、此見地から右の數字に現はれた子供の生育及當時の境遇を調査して見ると、遺憾乍ら何れも孟母三遷の敎に餘り遠く背戾して居る家庭の多かつたことを知つたのである。

今の敎育は其方法が著しく進步改良せられたと云ふけれど、子供に對して適當に犯罪及刑罰の槪念を說明すること少く、且つ敎師自身の智識も淺薄であるから、或は初等敎育上此種の敎材を取扱ふことに就て尙まだ徹底的に研究せられ居らざるやを恐るゝのである。

自分は警察署や監獄附近に住める子供が、泥棒ゴッコを以て一種の遊戲とせる實例を多く持つて居るが、又時としては木賃宿など軒を竝べる貧民窟にも此種の遊戲があると見える、それは斯樣な部落から犯罪者が繩付になつて牽かれ行くのが日常茶飯事であるからだ。曾て犯罪少年の父より次ぎの物語を聞いた、

本所業平町で木賃宿を營んでゐた時、倅は近所の友達と能く泥棒ゴッコをして遊びました、其時大工や酒屋の子供が何時も刑事と爲るのに、私の倅に限つて泥棒ばかりに爲つて追懸けられたり、腰繩を打たるゝのを喜んで居ましたから、私は見るに見兼ねて斯んな遊戲は止むるがよいと若し面白くてやるならばお前許り泥棒にならないで、三度に一度は刑事に爲つても見よと諭したこともあつたが、其甲斐もなく終に本物の盜兒となりました。

自分は監獄附近の子供が斯かる惡戲を爲したのを觀た時、其保護者を戒飭して反覆せしめざるやう注意したこともあつた。又或時は附近に住める中

學校の敎師に勸告して、其愛兒の將來の爲他へ轉居せしめたこともあつた。是彼等をして囚徒より受くる惡化を成るべく避けしめんが爲の努力に他ならなかつたのである。（大正八、二、二二稿）

○行狀査定上の注意要件

渡邊圓流

本紙前號に於て在監者の行狀査定が今少しく愼重に審議され且つ攻究せられなければならぬといふ予平素の所觀を述べ最後に行狀審査に對する司獄者の注意點に就て十ケ條を指適せり、今一應之が說明を試みたいと思ふ。

之等の事項は元より學說上に根據のある說にも議論にも非らず、唯先輩の示敎と自己の經驗的事實を綜合して一箇の囚人を觀察する上に要する注意事項を述ぶるに過ぎぬ、故に極めて判明し切つたる事柄の多きも偶々囚人に接し其心意を洞察することの如何に困難なるか、何時の間にかは反て在監者の爲に籠絡されて居るといふ若き經驗を全能ならざる司獄者には皆一樣に嘗めて居る事實であらふと思考する故に唯彼等の心意を見る上に僅少の尺度ともならは望外の滿足である。

(一)行爲上の注意

(1) 容貌姿體の具不具

囚人に接して容貌姿體具足して居ると否とは彼等の心意を知る上に參考となるべきものなるも決して直覺的判斷を下してはならぬ。

(2) 擧動の善惡

擧動を一瞥して其性格及性質を輕率に決定するといふが如きこと往々あり、這は愼むべきことである

(3) 同囚交情の親疎

隱密の間に彼等同囚相交情することは意想外のものあり、親疎を如何に同囚の間に存するやを平素注意し置くことは極めて必要なり、其他

(4) 作業の勤惰

(5) 行爲の表裏

等は敢て茲に說明を要せざる程明瞭なり。

(二)言語上の注意

(1) 雄辯を揮つて上下を凌がんとするもの

(2) 慢言を以て他を侮らんとするもの

(3) 諂言を以て敬意を缺くるもの

言語は彼等在監者の唯一の武器と稱すべし、之に依りて彼等は利し司獄者は誤魔化さるゝこと屢々あり堂々雄辯を揮つて辯明吹聽に努むる、或は傲慢の言語を以て空威を與へんとするが如き、又は諂言を弄して惡感を買はんとするが如きは概ね誇大妄想的人物に多し之種の輩反て心事愛すべきもの往々あり。

(4) 危言を以て囚情を亂さんとするもの

(5) 密言を以て危計を爲さんとするもの

(6) 不快の音聲に阿諛の情溢れんとするもの

之種の者は最も危險人物にして假令初犯者と雖も周到の注意を要し性陰險若しく怜悧の徒輩に多し司獄者の往々見誤るも又此種の中にあり

(7) 詭言を以て他を欺かんとするもの

(8) 妄言を以て當場を遁れんとするもの

之種の者は前者に引續き危險の部分にして性多く執拗狡猾の徒に見る。

(9) 暴言を以て他と爭ふもの

之は性愚直者に多くして極めて司獄者に受けの惡しきものなるも心底至つて無邪氣なるものあり。

(10) 善言を勤めて心行一致するもの

之種は在監者中上々者にして萬綠叢中紅一點全監の視線を常に集むるもの

要するに言語は在監者の心意を知らんとする緊要の機關であるが尤も理性に之を聞かねはならぬ。

(三)心意上の注意

在監者の心意は常に變轉極りなくして端倪すべからざるものあり、其眞相を捕捉せんとするや極めて難事なり、從つて行刑官の苦心する點又此にあるといふも過言に非ざるべし。

(1) 怜悧にして虛飾滿々たるもの

(2) 機敏にして邪智先見の逞しきもの
之種の者は言語動作が何と無くキビ〳〵して居る處から司獄者の目を惹き易し故に偏用してはならぬ。
(3) 姦佞にして欺瞞心に長ずるもの
(4) 猜疑の念深くして怨恨の情を挟むもの
之等は常に油斷の出來ぬ者と知り警戒を與へながら何時しか彼等の術中に陷ることあれは注意を要するもの
(5) 外貌平凡にして深謀あるもの
之種は司獄者が常に氣を許して安心し居る者にして偶飼犬に手を噛まるゝが如き愚を演出することあれば最も愼重に視察せねばならぬ。
(6) 常情卑窟に陷るもの
(7) 自暴自棄心に固執するもの
(8) 痴癡愚鈍にして前後を顧みざるもの
(9) 淺慮にして輕率に失するもの
之種は無教育者低能者に多し監獄にありても棄てもならず毒にもならぬといふ部類に屬するが故に司獄者からは何時も不利益に看過さるゝ傾向あり、瓦礫の中必ずしも名玉無きである司獄者は今少し宏量なる眼識を傾けて之等を見ねばならぬ。
(10) 悔悟の本心に歸して謹愼深きもの
之一種に限りて思内にあれは色外に現はるゝの道理で行狀審査にはズン〳〵と異議無く進めらるゝものである。
要するに在監の心意を徹して形を見、形を徹して心意を見るといふことは司獄者の唯一の學問であるまいか。

(四)心行の内外と注意
言語及心意に就て在監者の種類を類別して考察さるゝ者を(一)、(二)に於て列擧したるが(四)以下に稍一般的の上に分類して見るものなるが之は主として佛教の四句分別の形式を取つたものに過ぎぬ。
(1) 内改悛の情無くして外にあるもの

(2) 内改悛の情有りて外無きもの
前者は往々賞遇假出獄の期を早めらるゝに後者は反て遲々たるの憾あり。
(3) 内外俱にあるもの
(4) 内外俱に無きもの

(五)處刑始終上の注意
(1) 始改悛の情無くして終り有るもの
(2) 始改悛の情有りて終り無きもの
前者は一度改悛の情無しと認められんか遂に挽回されずに終ることあり、後者は往々僥倖を維持することあり。
(3) 始終俱に有るもの
(4) 始終俱に無きもの

(六)應接の上下と注意
(1) 上に驕心を求めずして下に求むるもの
(2) 上に驕心を求めて下に求めざるもの
前者は在監直接の利を得んとし後者は稍遠大の希望を滿さんとする心意各利害を異にするが故に司獄者の眼に映ずる同一人が頗る意見の差異を來すことあり。
(3) 上下俱に求むるもの
(4) 上下俱に求めざるもの
前者は司獄者に取り入れられ後者は自己を見出さるゝに比較的遲々たり。

(七)同囚の自他と注意
(1) 自分の功を讓りて他の功を奪はざるもの
(2) 自分の功を讓らず他の功を奪ふもの
前者は默するが故に目立たず後者は自己の技倆を示すに巧妙なり。
(3) 自他共に讓るもの
(4) 自他共に讓らざるもの
前者は惡囚と共同動作せしめても安全、誘惑のある作業に就かしむるも反て自他を不利ならしむる程の誘惑にも應せず、後者は何處にあるも調和の困難なるもの

(八)謹愼の晝夜と注意

(1) 晝間謹愼にして夜間不謹愼なるもの
(2) 晝間不謹愼にして夜間謹愼なるもの
這は戒護者の交替、監房等の關係ありて視察困難ならんも嚴密に調査せば前二種の存するや疑なし
(3) 晝夜共に謹愼するもの
(4) 晝夜共に謹愼無きもの
(九)監獄の入出と注意
(1) 入獄中謹愼にして出獄後不謹愼なるもの
(2) 入獄中不謹愼にして出獄後謹愼なるもの
(3) 入出俱に謹愼なるもの
(4) 入出俱に不謹愼なるもの
這は素より二犯以上の在監者のみに就て要する注意點である。
(十)犯則行爲上の注意
(1) 飮食物を窃食若くは包藏せしもの
(2) 情慾行爲の發露するもの
犯則行爲としても前二種に關する事件の如きは人間本能の發露なれば必ずしも心意を疑ふを要せず
(3) 金釘等の金屬品を包藏するもの
(4) 隱語及暗號等を囚情に利用するもの
(5) 不平を言動に顯はしたるもの
之等の種類の犯則行爲は行狀の善惡及改悛の有無と相關聯すること大なるを以て緻密に其犯因動機等を檢せざるべからず。
以上は極めて杜撰なる事項なるも在監者の行狀査定といふことが輕々に處理されて彼等の特權を尠少にても侵されて行くといふことは司獄者の忠實なる義務を果せりと云ふを得ざるべきを信じ一人の在監者を査定するにも尠くとも此位の事項を念頭に置いて囚人を觀察せねばなるまいといふ平素の所感を敢て披陳せしのみ。
(完)

○取消　本誌前號寄書欄「監獄の事故激增」の記事中秋田監獄に於ける大正七年中自殺に關する項は事實誤謬に付き取消ありたき旨寄稿者より申込ありたり

雜纂

○予は看守諸君と語る（二十二）

典獄　有馬四郎助

我が敬愛する看守諸君

諸君の自重自任は直ちに獄務の改善進歩に影響せざるなきは、具眼者の共に認めて輕視する能はざる所也、今後監獄改良を談ずる者諸君の立場と其對應策とを除外しては、殆ど空談に等しきものたるも知らざるべからず、切言すれば諸君の上に係る待遇幷に敎養の諸問題は實に、獄務上の主要問題たらざるを得ざる運命を有す、視よ世間一般の事業界を、何事を爲すにも就業員其者を無視しては、決して完全なる成果を收め難き事情を實物敎育的に經驗しつゝあるに非ずや、蓋し之れ當然の成行にして理當に然らざるを得ざる所也、但し諸君は彼等と共に成行の事情を同ふするは勿論なるも、而かも行務其者に於て性質を異にする所あるは、確然認識し置かざるべからざる所とす、卽ち彼は能の働きを專とし是は德の働きを主とするものにして、其間高下尊卑の區別は截然として混同すべからざるものあり、此一事より考ふるも諸君は其天爵の貴きを以て自任自重の當然なるを觀るべし。

自任自重せらるゝ諸君にして必然想到せらるゝは自省自修にあること論を俟たず、然り自任自重と自省自修は楯の兩面に於ける如く、素と相表裏して分ち能はざるもの也、千里を行かんとする者第一步より始めざるべからず、卽ち諸君が獄務に奉公の誠を致さんには先以て自身の修養に專念なるべきは當然にして、而かも一言以て之を掩へば自己をして先づ完全なる人とならしむるにあるべし、然るに往々にして看守としての特別敎養を爲すを唯一の修養と心得、之に專念ならんとする者

なきに非す、是亦不可ならすと雖とも然れとも之れ正善の道とは云ひ難き也、要は何事にても同樣とは云ひながら別けて諸君（豈に獨り諸君のみならんや）には嚴正の意味に於て先づ眞の人となること大切也、唯たそれ眞の人となる、之に由つて其根本問題解決せらるゝ他は卽ち枝葉のみ何ぞ職務の行はれざるを憂へんや。

左は個人對職分の意味を以て予の感想を語るもの也、蓋し亦た眞の人たらんとする者の道を手近に求めんとするに外ならず。

一　職務大事

職務に熟達するは素より望ましいが、それに伴ふて弊害の起るとは亦た實に歎はしい事である、況んや熟達もせざるに弊害の方が先に起るに於てをやである、其弊害の數々あるとは玆に擧げる必要はないが、要するに思慮ある人は疾に之を知るが故に、此弊害を避けんためには常に細心の注意を拂つて、苟も職務大事の念を頭から去るをしない、之は實に聰明なる人の爲す所である、他の言葉でいへば職分に對する敬虔の心の厚きを、又は官職ある我身こそは之れ公器にして私物にあらざるを、是等の觀念を遺次顚沛にも胸臆から放さゞる職務大事とはいふのである、されば能く實際に有勝なる彼の得意がつて有頂天になつたり、調子付いて戯れ半分に同僚に接したり、早合點で輕率に事を專斷したり、又は上官の面前にある時と否らざる時とに大なる區別を立て、卽ち一は愼愼愼重を衒ひ他は放心輕暴殆んど別人の如く、斯かる人間を俗に愚鈍ズロウとも云ふのであつて、之を裏面より觀る時は給仕小使と態度を同ふし公私の區別も辨へず、笑つたり巫戯けたり馬鹿話に執務時間を空費して平然意に介せぬ風がある、殘念の事共である。

二　自己研究

人生各々目的あり目的の彼岸に達するを航海にも譬ふるのであるが、此譬からいへば自己といふ靈と肉との我は卽ち之れ船體である、されば波風荒き海路を航するに當り航海者は先つ其船體を吟味し能く彼岸に達し得る丈の實質と能力あるを認め以て甘く之を運用する方法を練られねばならぬ、而して之は卽ち自己研究と云ふとに當る、既に研究と云ふからには常に我身を客觀する必要あるは云ふ迄もない、然り客觀は研究上實に必要である、必要であるが之が又た却々に行はれぬのも事實である此行はれぬ研究が是非共行ふのが之れ司獄官の責務でなかろうか、而して客觀のみと更に詳言すれば吾々司獄官は常に在監者の人物行動を批判し、又た同僚其他を批判する其目と標準を以て直ちに又た自己に反省するが、最も研究上の徑捷だといふのである。斯くて自己研究が積めば自分の缺陷を知りて之を修補するに同時に、他の人に對しても諒解を持ち之に處して誠て宜しきを得るやうになるは必要であろう、今我々は細心の注意を以て常に自己を研究し、而して我身の船體を修覆し、行くとして可ならざるなき迄に整へるの必要ないであうか、獨り在監人處遇上より見て斯く言ふのみならず同僚に對し下僚に對し將又た上官に對する點、若くは事務的力量識見等より見て。

三　讀書趣味

朝から晩迄毎日事務に追はれ根氣も消耗し盡す程に、奮闘努力する司獄官に向ひて讀書の時間を持てとは、甚た無理の注文に當るのである、故に從來の實況に徵するも比較的に司獄官に思想豐富なる文藻逢言の士尠き所以かも知れない、けれとも何時迄も斯くて推移したらんには其結果は如何に、還は云ふも痛はしきものになるとは贅言を俟たない、而して現代の司獄官に舊時代の牢番式遺風の存在を許さないとも更に喋説を要しない、何は兎もあれ劇忙寸暇なき勤務であればある程、愈々倍々司獄官に讀書の必要がある譯、何ぜいへば餘裕なき多忙の人ほど俗化し易いものはないからである、若し果して俗惡化したらんには無靈覺の器械と同樣、精神的には何等の價値なきに至る、此價値喪失ぜば或は牢番と云ひ得んも司獄官とは云へぬのである、此間の消息は實に恐るべきものありと云はればならぬ、故にどうしても劇忙の間から如何にかして分秒の時間たりとも之を利用して讀書に用ゆるとは、實に必要缺くべからざる事に屬する、多忙々々といふても心掛樣に依つては零碎の時間を用ひて有效有益の研究も修養も爲し得た人の實例は世に尠くない、要は其必要を自覺し熱心と注意を以て零碎の時間を能く利用するか否かにある、讀書の趣味なければ司獄官は到底其品位が保てるものでない、昔は腕力さへあれば又は多少算さへ出來れば、而して器械的に唯た日々形式上の勞力さへ、拂へば、それにて立派に濟んだものだけれども進歩せる現代に於ては、決してそれでは相濟まぬことを眞實に諒解すべきである、今日の司獄官は世の進運に渡交渉といふ譯には行かぬとを夢にも忘れてはならぬ。

○陽春閑話

霜　輸

□東臺　の春漸く深くして桃里櫻村將に絡繹旁午の街とならんとす「海山に人吹き寄せて春の風」天人も羽衣を置き忘れたらんと思はるゝ長閑けき春の日の磯馴松の根に腰下して青磯の如き海原を打眺め暫く浩然の氣を養ふも可なるべく、烟霞淡靄山色一層の偉觀を添ふるに當り、百花を賞し鳥吟を慕ひ迂紆曲折嶮阪を攀ち、自然の

美に酔ひ自然の大を自得するも亦修養の一なるべく、陽春は靜に內に學び、殷に外に展ふるの季なり。

□風和　かに日暖かとなれば人氣次第に浮き立ちて酒好めるの徒は名を花見に藉りて牛飲を敢てし、健啖を誇れるの徒は遊山に罷出でゝ馬食を恣にす、腸を損傷し胃を害毒するは正に此際にありとす、禁酒節食の誡常に行はるゝ所以なり、太田錦城師弟の爲めに一字の誡を示す、內に云ふあり、飲酒もなるべき丈は薄くすべし、食事もなるべき丈は少くすべし、是身を全うするの法なり、衣服もなるべき丈は質素なるべし、器用もなるべき丈は儉朴なるべし、宮室もなるべき丈は卑陋たるべし、是家を守るの法なり、奢侈の念を抑へ制すると、放縱の慾を抑へ制することゝ、天下國家を治る人も、一身を守る者も、抑の一字、至近切要の學なりと深く服膺せざるべからず。

□其潔　く散り果つるの點に於て花は櫻木人は武士を高唱し、梅花の雪を冐して凜冽の季に咲けるを婦人の貞操に比し、或は堅忍不拔の志士に譬ふ、すみれの谷間又は野末に咲き笑むを見て仁人謙讓の德なりと云ひ、蓮の泥中より出でゝ濁りに染まざるは君子の濁世に混せずして其節を清ふするに比す、桃の妖々たる灼々たる其華は以て德育ある婦人に擬すべく、花と人とは何故に斯の如く親しきに居るや、花神と人心茲に徵妙なる敎訓を比喩外に誨ふるにあらざるなきか、若し夫れ祇園精舍の鐘の音、諸行無常を告ぐるなり、沙羅雙樹の花の色、盛者必衰の理を表すに至りては、更に自然の大を語る、嗚呼陽春吾に對するに花を以てす吾又大に學ばざるべからず。

□雜誌　○○○○に於ける編輯○○○○は配合なり、裝置なり、美的觀念を必要とし、構造配置の技能を必要とす、昔し庭園花木を好みし人あり、石を疊み池を作り妖艶なる牡丹芍藥を始めとして百花百草を集め千紫萬紅の一時に美なるを喜びたりしか猶これにも飽き足らずして赤松翠柳をもこれに雜へ遂に美殊なる庭園を深山幽谷となして、あたら其風光を消失せしむるに至りし由、配合裝置の要まことに玆に存す、誌上は會員一同の庭園なり樂土なり、依て以て陸離たる光彩を放つを得べく又光景婆娑たる竹籔と化することあるべし、此心懸を以て其任務を遂行すべしとは先輩の言なり、以て編輯上の指針となすべし。

○藥籠（一）

菊屋老龜

▲小引

余は醫師ではない、玆に藥籠を提出はしたものゝ何等草根木皮を調合する次第ではない、釋尊の所謂我は醫王の如し、病に應じて藥を與ふ的の藥籠である、收むる所は古今東西貴賤貧富を通ずる材料なるも、成るべく實効多く趣味あるものを採る、諸君子希くは玩味服用して、自己修養の資料とするのみでなく、他人感化の具とし玉はん事を。

▲主の仰

植松與右衞門の家法に、奴婢には傘をさゝせぬとある、然るに下婢下男やゝもすれば掟に背いて、竊に傘を求めて之を知人の家に預けおき、外出の際用ふるの弊がある、一婢新に傘を購ひ、白隱禪師に我名を書いて下さいと頼んだ、禪師卽ち書して云く、「雨がふらうが車軸がしようが、主の仰は背くまい。」と、見るもの大に笑はぬものがない、下婢無筆、其由を解する事が出來ぬ、何故に笑うかを人に問ふ、その歌を讀んで聞かされて、大に怒つて禪師の許に至り、之を詰つた、此に於いて禪師家法の大切なる事を說き示したといふ事である。

▲明の鳥

維新の志士日柳燕石、囚へられて高松の獄に繫

がれたとき、同房囚より顏つなぎの一藝を求められた、これは新米の義務といふのであつた、燕石卽ち高らかに謠うて云く、『明の烏は東でなけどわしが妻子は西でなく』と、悲痛を極めた此歌を聞いて、忽然として悔悟したものがあつた、

▲錦の鎧

燕石、素志を達して奥州征討軍に從ふに至つたのは、獄中苦吟に報い得たものがあつたが、不幸途中にて病死し、櫻彦命として靖國神社に合祀せられた、その獄中に在るのとき同志の一人に送りたる伊勢鍛の贊を見るに、云く『伊勢鍛はしばし小腰を屈めて居れど、やがて錦の鎧きる』と、彼は實に錦の鎧をきたのである。

▲遇ふと遇はざるは時なり

私渡世は小糠商賣、まんまと口過ぎは致せども、はかりきつたる身代にて、大晦日はすりはらひ、年中糠働きをするも殘念、商賣替をいたす積り、是々の內何商賣が性に合はん、お占ひ給はるべし、賣卜翁の曰く、何商賣も同じ事、一升入る德利は一升、遇ふと遇はざるは時なり、律義一遍に仕馴れた小糠よかるべし、扨又爰に塞翁が馬といふ事がある、信をとつて能く開かれい、其許の輕い渡世が藥に成つて達者で居るやら、商賣替へて心づかひが多くなり、煩うて死ぬやら、替へた商賣が繁昌して俄に金持にならうやら、其金放に盜に逢ひ丸裸にならうやら、往つて見ねば知れぬ事ぢや、西へ往つたらば犬に噛まれまいものを、東へ往つて犬にかまれたと思へども、西へ往かなんだが何程の仕合せやら、內に居れば此足は蹴つくまいにと思へど、棚の物が落ちかゝつて天窓へ疵が付かうやら、其疵のおかげにて持病の頭痛が治るやら、人間萬事塞翁が馬、扨此人間萬事の內少しにても私が這入れば、塞翁が馬とは言はさぬ、爲すべき事をせず、爲すまじき事をしての禍は己が爲す所なり、萬事に私を交へす愼み、其上に來る禍福吉凶苦樂は塞翁どのに任すべし、（賣卜先生糠俵）

▲性格の力

或有力なる會社の社長の言に、金錢を托して眞に安心の出來る人ならば。何處にも雇ひ口はあるものであると、千圓の金を任されて一年使ひ込まない人はあるが、百圓の金を預りて十年使はぬ人は少い、若し十圓の金を委托せられて五十年其委托に背かない人に至りては實業界の君子である、十年の金を五十年守護するは才藝の力ではなく、實に性格の力である。

▲競爭に勝つ秘傳

大なる競爭に勝つ秘傳は、大なる手段ではなく殆ど眼に見えぬほどの工夫である、大なる努力は永續するものではない、單に少量の努力を以て長きに堪ふるを心掛けるに限る、朝は暗いうちから起きるに及ばぬ、唯太陽と共に起きさへすればよい、而して終生濫らぬやうにせねばならぬ、終生濫らぬのは、何時も用意があるのである、何時も用意のあるのは卽ち其人の性格である、我々は性格を作らねばならぬ、性格さへあるならば競爭には何時も勝つて居るのである、文明が進み世の事務の頻繁を來すに連れて、智識よりも學問よりも才藝よりも性格が大事となるのである。

▲給仕より銀行頭取に

今は昔、米國のアイオワ州バノラの町のさる銀行支店に、給仕を勤めてゐた十五歲ばかりの少年があつた、怖ろしくこまめな性質で、朝早く起きると直ぐ床を掃除する、掃除がすむと今度はせつせと雜巾がけをする、それから暖爐を焚きつけ窓硝子をふき、眞鍮製の柵干を拭き込む、拭いて〳〵重役の頭のやうにぴか〳〵光り出すまでは少しも手を休めない、室の中の掃除がすむと給仕はいきなり表へ飛出して街道を掃除する、雨上りの道に水溜りが出來ていると、附近の土をならして夫を埋合せ、町の人が通り易いやうにする、かうしてせつせと働いて、一週に三弗の給金を貰う外には別に誰からお禮をいはれるのでもないが、給仕は

少しも不足の顏を見せなかつた、その一週三弗の給金で給仕はいつも素晴らしい買物をする事に定めてゐた、素晴らしい買物といふと算盤高い今の人は直ぐ船株か鶉の卵かを聯想するらしいが、給仕の買つたのはそんなけちな物ではなかつた、亞米利加のいろんな市から出る週刊新聞の主だつたもの十二種ばかりだつた、『何だつてそんなに週刊新聞ばかり買込むのだ』、ある時同じ銀行の貯金掛りが怪ういつて調弄うと、給仕は悧巧さうなくるくるした顏を仰げた、廣い世界のいろんな事が知りたいからなんです、パノラの町は私にとつて餘り狹すぎるんです、夕方銀行の仕事がすむと給仕は自分の室に入つて、その十二種の週刊新聞を氣も心も呑ひ取られたやうにじつと讀み耽つたものだ、そしてパノラの町でどんな事が起きやうが、それは少しも頓着しなかつた、給仕は成長くなるに連れてぐんぐん出世をした、タフト氏が大統領をしてゐた頃、この給仕を大藏省の秘書に拔擢しやうとしたが、給仕は首をふつて承知しなかつた、その人こそシカゴの有名な銀行家ジオデ、レイノルヅ氏で、今では紐育の銀行を除いては米國第一の大資本を有つて居るシカゴ某銀行の頭取である、(大毎、茶話)

▲竹原友三郎翁

大阪株式界の古老にして變り者といはれたる故竹原友三郎翁の事に就き、或親近者は次のやうな興味ある話をして聞かせた。

『商賣成功の秘訣は先づ先方の利益を考へてやる事』といふのが、翁の若い時分からの主義であつて、翁はこれを實際實地の商賣にやつてゐた、それで翁は何事も自分の享受する利益には、感謝の意を持つてゐたもので、毎朝神戸の別莊から梅田へ着くと、向ふから來る電車を眺めて、『タッタ五錢で大阪市内何處迄も連れて行つてくれる、文明といふものは有り難いものだ』といつて、乘車の折は車掌と運轉手へ一々丁寧にお辭儀をして乘つた、翁は時折別莊の畑から二タ股大根を拔いて、柚を添えて大阪の本宅へ持つて來ては、『人間は何でも不具なものを憐れんでやれ、この大根もかく生れついたのだから拔いて來た』といつて、柚で膽を拵へてよく食つたものである、かういふ思ひやりの深い人であつたので、萬事に堪忍を守つて居つた、翁自身で堪忍の二字を揮毫して二階の居間へ揭げてあるのだが、商賣上や何かで心の調子が動いてくると、二階へ上つてその額面の下に坐つて、一時間でも二時間でもその堪忍と睨めつ競をして、輕擧妄動の念を鎭めた、かういふ行爲に對しては知己の人々店員連、いづれも常に感歎してゐた所である。

彙報

○在監者の逃走逮捕　高知監獄在監受刑者窃盜懲役九年九月吉島卯之助(四二)は本年一月十五日右下腿部フレグモーネに罹り切開治療上病監に收容中二月二日午前九時四十分頃入浴開始に際し看守の隙を窺ひ同病監出入口より脫出し浴場後方生垣に潛ひ迂回して醫務室(日曜日に付空室)に忍入り試驗室入口の西洋錠を破壞して同所に侵入し擔架二個と繃帶用木綿一反とを攜出携帶の儘病監外側の下水溝を匍匐して病監構内の一隅に達し同所の木柵を折壞して脫出に便にし置き次で繃帶木綿を以て二個の擔架を結合して梯子となし一個の擔架は其付着せる帆木綿に四個所約三寸位を破りて足掛を作り他の一個の帆木綿は脫出後着用の目的を以て取外し該區域外なる通路に出で直に之を外塀に掛けて踰越し構外大道より濠中に飛入り游ぎて對岸に達し着衣を脫して先に窃取せる擔架用帆木綿を被り今や方向を定めて逃竄せんとせる場合急報に接し戒護主任當直看守長等に於て直に追及逮捕せり時に午前十時なり尙本人は元來逃走歸ある者にして他監在監中も逃走既遂未遂各一回ありしものなりと

▲長崎監獄在監受刑者放火犯懲役五年上田勝吉(四三)は二月五日午前十時四十分頃他の受刑者五名と共に二名連絆の繩鎖戒具を腰部に施し後方に錠前を鉸め掃除夫擔當看守一名戒護に任じ監外溝掃除に從事せしめ四名の受刑者は該溝南近に在り本囚と連絆せる他の一名は溝掃除用水を與獄官舍構内堰井より擔桶を以て運搬するの用務に服し居りし處本囚の擔へる水桶と他囚のそれと衝突せる機みに如何にしけん本囚に施せる錠前外れたるを幸ひ看守の隙を窺ひ逃走を企てしを本囚と連絆せる他囚が認め直に戒護看守に申告せしより該看守は現場に接近せる表門勤務の看守に急報した

れば非常笛を吹鳴し看守部長其他の職員と協力直に追跡して逃走現場より八十間を距る途上に於て漆捕す時に午前十時四十三分本囚は平素從順なる者なりしも斯る機會に遭遇し偶發的に逃走を企てしものなりと

○被告人の逃走逮捕　長崎監獄島原出張所拘禁窃盜事件被告人宮崎千代松（二〇）は二月五日午前十一時二十分頃他の被告人二名と共に拘禁監房前庭に於て徒歩運動中同所が南面して日當りよく溫暖なる爲貨として受持看守に徒歩運動中止を出願して己のみ監舍軒下に蹲踞し居りし同看守は他の二名の徒歩運動を嚴重監視せる隙を窺ひ看浴室附近外塀に接近して設置してある洗濯用湯沸し釜の上に湯汲桶を載せ之を足場として外塀を乘り踰えて逃走せり一方受持看守は逃走後約二分にして事實を覺知し直に運動中の二被告を監房に拘禁後部長に急報せるより直に警察官署に急報し應急の追跡手當を爲すと同時に本監に電話して急を告げしより本監よりは看守長一名看守二名を急派し一方非番看守若干を島原半島の要所に配し百方捜索すれども漆捕するに至らざりしが二月七日に至り本人の姉婿及從兄其他知己の者三名にて本人を同行復監自首せんと同出張所へ出頭中途中に於て引渡を受け直に同出張所に收容せり。

逃走者は逃走後村落山中を經て自宅に赴かんとせしも追跡を恐れて神社の床下に潜み居たるに逃走の事實を聞知し極力捜査に努めつゝありし前記姉婿其他に發見されたるものなりと

▲金澤監獄七尾出張所拘禁殺人未遂事件被告人小林久平（三二）は二月二十一日午前十時同所構内監房前に於て運動中突然逃走を企てしを以て受持看守は急を監房勤務の看守に報じたれば同看守は部長に急報協力して追跡せり一方逃走者は監房より事務室に通ずる廊下の鐵格子を攀登して屋根に登り更に板塀を傳ひて隣接せる裁判所數地内に飛降り構内を横切りて裁判所前の道路に出でし際前記兩名の看守追及逮捕せり時に午前十時十五分なり。

○受刑者の傷害　熊本監獄在監詐欺窃盜懲役一年六月寺本末喜は一月二十九日他四と鍛冶工に從事中同日午前十時該工就業中なる窃盜詐欺横領懲役三年渡邊茂夫の頭部及肩胛部を八分角長三尺七寸の鐵材を以て毆打し疾病休業二十日を要する創傷を負はしめたり原因は該工用具使用上に付口論せる末なりといふ。

▲旭川獄監在監傷害懲役一年三月海老名吾作は二月十五日他四と共に監外牛糸別川より砂利運搬に從事中就業用のスコップを以て突然同就業者懲役二年佐藤等の面部後頭部を亂打傷害せり原因は佐藤等が同人の集めたる砂利を自己の籠に積載せるを憤りたるものなりと

▲三池監獄在監窃盜懲役十二年川口新三郎（三一）は二月十一日宮ノ原炭坑坑内にて枠張に從事中運炭に從事せる詐欺横領懲役十二年矢野茂吉（四〇）と作業上の事より口論の末新三郎は手にせる安全燈を以て茂吉を毆打せんとせしを手にて受止めたるより左手に疾病休業四週間を要する創傷を受けたり因に屈曲甚しき坑道の事

して就業者往々戒護看守の視線外に出づるは止むを得ざる所本件の如きも偶戒護看守の視線外に出でし際の突發事件なり。

▲大阪監獄堺分監在監詐欺懲役三年六月萩原熊吉（四一）は堺分監建築場に出役中二月二十二日午後一時四十分同就業者窃盜懲役六年櫻井時夫（二七）と些細の事より評論の結果作業用大鋸を以て時夫を毆打し治療三週間疾病休業十日間を要する創傷を負はしめたり

○被告人の傷害　東京監獄拘禁窃盜被告杉野玉治（二五）は二月十八日午後三時十五分同房窃盜正木安次郎（二八）と差入辨當の事より口論の末茶碗を以て安次郎の頭部を亂打し疾病休業一週間治療日數二週間を要する創傷を負はしめたり。

○受刑者の縊死　宮城監獄在監强盜傷人殺人未遂無期懲役成田福五郎（二八）は一月二十七日午前九時五分頃獨居房内に於て製品の麻繩を柱と鉄板の間高さ七尺五寸の處に貫通し輪形を作りて縊死を遂げたるを發見し直に應急手當を施せるも蘇生せず原因は無期懲役を悲觀したるものなるべしと

▲豐多摩監獄在監詐欺懲役二年六月高橋虎太郎（三五）は一月二十九日午後四時五十五分便所内に於て巾木塞を踏臺とし上部の仕切桟木に帶及褌を結合せしものを結付け縊死せるを受持看守に於て發見直に應急手當を加へしも其効なし原因は身體虚弱なるに加へて昨年來腦質異症に罹り再三病監に入りたる事あり前途を悲觀せし結果なるべしと

○被告人の縊死　水戸監獄拘禁贓物故買件被告川上彦次郎（二五）は二月五日午前六時四十分獨居房に於て格子横木に褌を結付け縊死せるを發見し直に醫師其他と共に種々手段方法を盡せるも蘇生するに至らず本人は精神の異狀悲觀煩悶の狀態を認めざりし由にて縊死の原因及動機に付ては差當り不明なりと

▲神戸監獄拘禁窃盜被告人松村英治（四一）は二月十四日午後二時頃同房他被告が信書認めの爲不在の機會を利用し着用の襦袢の襟と手拭とを結付け房内備付の鐵圍を積重ね踏臺となし前記の布切を入口扉上部の鐵窓格子の鐵棒に結付けて縊死を遂ぐ原因は假出獄の恩典に浴し出獄後間もなく犯罪を重ねて常に良心の呵責に堪えざりし處更に十五年の長期刑の言渡を受けて前途を悲觀せしものなるべしと

叙任

叙正八位　依願免官　看守長（新潟）前田德三郎

叙正五位　看守長（札幌）池田竹藏

叙正五位　從五位勲四等（三池）清水精四郎

叙正五位　從五位勲五等（長崎）永田直之烝

叙正五位　從五位勲四等（巢鴨）坪井直彦

叙從五位　正六位勲五等（名古屋）莊田經綸

任監獄醫九級俸下賜　盛岡監獄監獄醫　小野豐三郎

盛岡監獄監獄勤務ヲ命ズ

叙勳六等授瑞寶章　正七位（神戸）高貫篤一
叙勳四等授瑞寶章　正六位勳五等（宮城）江澤精造
叙勳四等授瑞寶章　正六位勳五等（前橋）渡邊武直
叙正六位　從六位勳五等　關省策
神戸監獄勤務ヲ命ス　洲本分監長看守長　渡邊播太郎
給六級俸依願免官　看守長（神戸）勝谷長之助
叙正七位　從七位勳六等（旭川）篠田又吉
依願免本官　監獄醫（秋田）矢部清香

會話會

○茶話會

二月二十二日（第四土曜日）午後二時より本會樓上に於て茶話會を開催す、講師は東大法科大學教授法學博士牧野英一氏にして其演題を「戰爭と法律思想の變遷」と命し先づ戰爭の結果社會人心に及ぼせる影響に就て十九世紀の末葉より既に徵證ありし旨を論じて思想の變遷を詳述し法律は民意を基礎とす從て法律思想に就ても變化なかるべからず宜しく自我の覺醒により理性の命ずるところに從ひ、妥當なる見解を下さゝるべからずとて、コペルニクスの地動說を捉へ來りて思想の變遷は中心の移動に過きずと說破し欽定憲法に於ける民の持論をこれに引用し、更に所有權契約の自由等民法の原理に論及して民意尊重の由來を說き、民本主義國際聯盟等現代に於ける有ゆる問題に涉り縱論措說滔々二時間餘快辯流るゝが如く滿場拍手の內に午後五時歸壇せらる、右講演を終り別室に於て會員諸氏には茶菓を饗し六時一同散會す當日の出席者氏名左の如し。

青木清藏　大渡市太郎　和田岩雄
軸原憲一　河邊湛然　藤崎乙五郎
齋藤敬二　武田慧宏　柴田常次郎
末光柴平　木村與一　若井喜代司
矢部龜太郎　野口一成　大高安右衛門
千葉準三郎　關馨　勝永淳行
勝岡原善　水谷任義　小田富士太郎
牟澤元三郎　物江豐記　小倉平八郎
尾原靜乘　卜部基　鳥谷與三
坪井直彦　野口謹造　有馬四郎助
北島眞吉　松井和義

○贈與金

本會は會則第十一條第一項第四號及第五號に據り退職贈與金として故看守長堀江質夫氏遺族堀江米太郎氏外二十五名に對し金七圓以下の金員を贈與し二月八日附を以て夫々元管轄典獄を經由交付したり、更に同月二十七日附を以て故典獄補菅喜一郎氏遺族外十四名に對し該條第一項第三號乃至第五號に據り金拾五圓以下の退職贈與金を贈呈せり

菅原清次郎　小舘房吉　川茂啓然
松崎慈恭　青木本支　栗城信
吉田平八　上野泰吉　瀨藤義三
藤井藤藏　關毅　淺間德三郎
岩間鱗太郎　千葉寅作　秋山丑太郎
景山榮志　椎橋龜次郎　淺野芳雄
菅原宗公　楠田覺眞　長山始
宮野宣明　鈴本金次郎　吉田正太郎
刀川清吉　求樫松　佐藤藤助
多治比宗輿　近藤安太郎　佐々木源治
藤井圓雄　剛山玄常　太田作太郎
丸山謙三郎　七戸大助　關口彌三郎
吉田益藏　白井勇松　鈴木信彌

公文

○司法省監獄局監甲第九四號（大正八年二月二十四日附各典獄宛監獄局長通牒）

特別監講送付ノ件

特種受刑者ヲ拘禁スヘキ監獄及之ニ拘禁スヘキ者ノ種類等ハ大正四年七月監甲第四九六號ヲ以テ及通知置候處其後變更セラレタルモノ尠ナカラサルニ付夫々訂正ヲ加ヘ更ニ現在ノ分別表及送付候也

特別監獄調

特別監獄名	拘禁スヘキモノヽ種類 年齢	刑期	押送監獄
長期監			
小菅監獄	二十歳以上（男）	十二年以上	東京、横濱、浦和、前橋、千葉、水戸、宇都宮、長野、甲府、靜岡、名古屋、安濃津、豊橋、岐阜、金澤、新潟外ニ巢鴨、靜岡、新潟、水戸ノ二刑以上ヲ合セ十二年以上ノ者
宮城監獄	同	同	福島、盛岡、青森、山形、秋田
十勝監獄	同	同	函館、札幌、旭川外ニ函館ノ二刑以上ヲ合セ十二年以上ノ者
三池監獄（當分押送見合）	同	同	京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、廣島、山口、松江、鳥取、松山、高知、長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩
浦和監獄川越分監	十八歳未滿（男）	三月以上二月以上	東京、（嚴重ナル親察ヲ要スル者ヲ除ク）千葉、前橋、甲府、宇都宮、水戸、浦和
橫濱監獄小田原分監	同	三月以上二月以上	東京、（嚴重ナル親察ヲ要スル者）靜岡、橫濱
未決			
○盛岡監獄	同	三月以上	秋田、宮城、青森、山形、福島
神戸監獄洲本分監	同	—	神戸

丁年監			
山口監獄岩國分監	同	六月以上	岡山、山口、松山
○函館監獄	同	執行スヘキ刑ノ期間三月以上同一年以上	札幌、旭川
○福岡監獄	同十八歳以上二十歳未滿（男）	三月以上六月以上	長崎、大分、佐賀、熊本、鹿兒島（鹿兒島ハ當分押送見合）小倉、久留米兩分監
○金澤監獄	二十歳未滿（男）	一月以上	福井、富山、兩分監
○奈良監獄	二十歳未滿（男）十八歳未滿（男）	三月以上三月以上	大阪、堺所
○安濃津監獄宇治山田分監	二十歳未滿（男）	—	安濃津
○巢鴨監獄	十八歳以上二十歳未滿（男）	一月以上	東京
東京監獄八王子分監	—	三月以上	前橋、水戸
宇都宮監獄栃木分監	—	六月以上	浦和（注監者多數ノ場合ハ三月以上ノ者ヲ移送スルコトヲ得）宇都宮
山形監獄米澤分監	—	六月以上三月以上一月以上	宮城、秋田、外ニ宮城ノ留置期六月以上ノ勞役者 福島 山形

女	○福岡監獄久留米分監	三月以上	長崎、大分、佐賀、熊本
	○勝所監獄	三月以上十八歲未滿	大阪、奈良、神戸
	○横濱監獄	二月以上十八歲未滿	東京、浦和、前橋、千葉、水戸、宇都宮、甲府、靜岡
	○安濃津監獄	六月以上一年以上ノ再入者三重、奈良、二縣在籍ノ初入者	名古屋
監	廣島監獄三次分監	釋放ノ際汽車汽船ノ便アル地ニ歸住スルモノ殘刑期一年以上其他ハ殘刑期二年以上	山口、松山、岡山

右ノ外
一、豐多摩監獄ハ東京監獄ニ於テ裁判確定シタル刑期一月以上十二年未滿ノ男懲役囚ニシテ二十歲以上ノ初犯者ヲ拘禁シ巢鴨監獄ハ東京監獄ニ於テ裁判確定シタル刑期一月以上十二年未滿ノ男懲役囚ニシテ二十歲以上ノ累犯者ヲ拘禁ス
一、神戸監獄本監ノ女受刑者ハ當分ノ內姬路分監ニ京都監獄ハ宮津分監ニ拘禁スヘキ刑期三月以上ノ女受刑者ヲ集禁ス
一、安濃津監獄ハ靜岡、名古屋、岐阜、金澤、勝所監獄拘禁ニ係ル二十歲以上ノ男受刑者中刑期五年以上十年未滿ニシテ行狀不良改悛ノ見込ナシト認ムルモノヲ集禁ス（二刑以上合算ノ結果五年以上トナル者ヲ包含ス）
一、盛岡監獄ハ青森監獄拘禁ニ係ル刑期二月以上ノ女受刑者ヲ拘禁ス　女受刑者ハ函館監獄拘禁ニ係ル刑期三月以上ノ十八歲未滿

備考
一、受刑者ノ罪質又ハ性格等ニ因リテハ前記ノ制限ニ依ラス特種ノ監獄ニ拘禁スルモノアリ現ニ網走、十勝ノ如キハ多數ノ長刑期囚ヲ收容ス
一、本表中監獄又ハ分監名ノ上部ニ○印アルモノハ其監獄又ハ分監全部カ特別監ニアラスシテ其一部ニ設ケラレタルモノトス

大場法學博士校閱　根本顯太郎著

指紋法解說

菊判百五十八頁
插畫百九十五個
實費金三十五錢
郵稅金六錢

（改正指紋紙取扱規定並ニ解說添付）

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

法學士　廣中佐兵衛述

貧民制度幷ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費
郵稅金二十四錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述シタルモノナリ

發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル場合ノ注意

口座番號　東京貳五〇五九番

加入者氏名　監獄協會

大正八年三月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　文報社

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾貳卷第貳號（大正八年三月二十日發行毎月一回二十日發行）